鏡野町地域福祉計画



令和6年3月 鏡野町

目 次

第一	草 地域福祉ってなんだろっ?	1
1	地域福祉とは	
	(1)「地域福祉」とは何か	
	(2)地域福祉を進める上で大切な「自助」「互助」「共助」「公助」	
2	福祉分野における国の動向	3
3	計画の位置付け	6
4		
5	圏域の範囲の考え方	8
第2	2章 鏡野町ってどんなまち?	9
1	人口や世帯の状況	C
'	(1)総人口の推移	
	(2)地域別人口の推移	
	(3) 世帯の状況	
	(4) 自然動態人口(出生数・死亡数)の状況	
2	2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
_	(1) 高齢者の状況	
	(2) 障害者の状況	
	(3) ひとり親世帯の状況	
	(4) 生活保護受給者数及び受給世帯数の状況	
3	アンケート調査からみる現状	
J	(1)調査の目的	
	(2)調査結果(抜粋)	
## O	*	4.4
第3	3章 この計画で私たちが目指すべきもの	. 44
1	基本理念	. 44
	基本目標	
	施策体系	
	重点的な取り組み	

第4	章 この)計画で私たちが取り組むこと	48
- 基 基	本目標 1 本目標 2 本目標 3 本目標 4	地域福祉についての意識づくり 地域福祉を支える担い手づくり 支え合い、助け合う仕組みづくり 安全・安心に暮らせる環境づくり	53 56
第5	章計画	回の推進に向けて	79
2	関係機関	の周知の徹底等との連携・協働 等との連携・協働 捗管理	79
資料	編		80
2	策定の経	体地図 緯	81
3	用語集		82

第1章 地域福祉ってなんだろう?

1 地域福祉とは

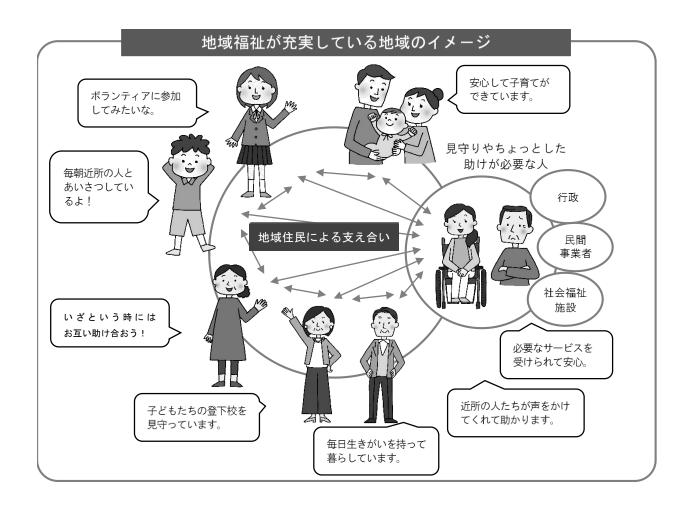
(1)「地域福祉」とは何か

地域福祉の「福祉」という言葉の意味はどのようなものでしょうか。

「福祉」とは、高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉などといった対象ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」だけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

そして、近年は地域とのつながりの希薄化や子育て世帯の孤立化、一人暮らし高齢者の増加など、 さまざまな地域課題が浮き彫りとなっています。多様化、複合化する課題に対して、重要となるの が「地域福祉」という考え方です。

「地域福祉」とは、すべての町民が安心して、生活が送れるよう、町民、事業者、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むことをいいます。



(2) 地域福祉を進める上で大切な「自助」「互助」「共助」「公助」

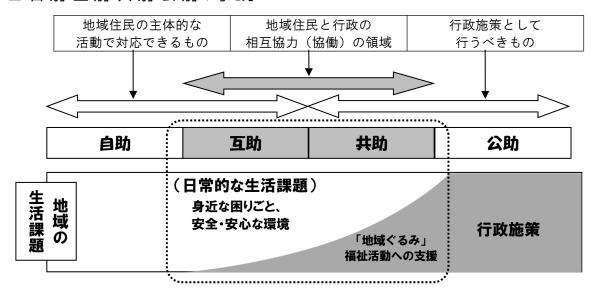
さまざまな人が暮らしている地域のなかでは、悩みや困りごとも多様であり、専門的なサービス を利用しないと解決できないこともあれば、隣近所のちょっとした気づきや手助けで解決できるこ ともあります。そこで大切となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

自分でできること(自助)、住民同士の助け合いでできること(互助)、介護保険制度や社会保険制度など被保険者による制度化された支え合いの仕組みでできること(共助)、公的な制度(公助)、この「自助」「互助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決の仕組みづくりをしていくことが大切です。

■福祉の4つの助け

自助	個人や家庭による自助努力(自分でできること)
互助	地域社会における相互扶助(住民同士の助け合いでできること)
共助	NPO、ボランティア・住民活動、社会福祉法人などによる支え (地域ケア会議などの制度化された支え合いの仕組みでできること)
公助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給 (公的な制度)

■「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方



2 福祉分野における国の動向

■福祉分野における国の動向

年	地域福祉	高齢者福祉	障害福祉	子ども・子育て	生活困窮者支援					
平成	社会福祉法改定	介護保険法施行								
12年										
13 年				待機児童ゼロ作戦						
14 年	策定指針の在り方									
15年			改正身体/知的障	次世代育成支援						
			害者福祉法施行	対策推進法						
				子ども・子育て						
47 /-				応援プラン						
17年		介護保険制度改正	障害者自立支援法		自立支援プログ					
					ラム導入					
18年		高齢者医療確保	バリアフリー新	認定こども園法						
		法施行	法施行	施行						
19 年	厚労省 通知			改正児童福祉法						
				施行						
20 年				新待機児童ゼロ						
,				作戦						
22 年				子ども・子育て						
'				ビジョン						
24 年	厚労省 通知		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
217		改正介護保険法	障害者虐待防止	子ども・子育て						
05 /=		施行	法施行	関連三法						
25 年			障害者総合支援		生活保護法改正					
			法施行							
26 年	厚労省 通知	医療介護総合確		子供の貧困対策						
		保推進法		に関する大綱						
27 年	社会福祉法改正	N.12~2.A		子ども・子育て支	生活困窮者自立					
_, ,				援制度施行	支援法施行					
					入及石地门					
		新	たな福祉の提供ビジョ	ン						
28 年	厚労省 通知		医中央关时极为							
25 —			障害者差別解消	母子保健法改正						
	成年後見制度利		法施行							
	用促進法施行									
	再犯防止推進法									
	施行									
		_	 ッポンー億総活躍プラ	<u> </u>						
				I						
		│我が事・す	れごと」地域共生社会! 	美垷本部設置 □						

年	地域福祉	高齢者福祉	障害福祉	子ども・子育て	生活困窮者支援
29 年	社会福祉法 改正				
	地域福祉計画策 定ガイドライン				
	「成年後見制度 利用促進基本計 画」を閣議決定 「地方再犯防止 推進計画」を閣				
30年	議決定 厚労省 通知	改正介護保険法 施行	改正障害者総合 支援法施行		
令 和 元年	地域共生社会推 進検討会の設置	認知症施策推進大綱		子供の貧困対策 に関する大綱改 正	
2年	社会福祉法の改 正				
3年	改正社会福祉法 の施行 孤独・孤立対策 担当室の設立	改正介護保険法 施行		子育て支援法改 正	生活困窮者自立 支援法改正
4年			障害者総合支援 法改正	児童福祉法改正	
5年				こども基本法施行 こども家庭庁創設	

■地域福祉計画関連条文 社会福祉法(昭和26年法律第45号)一部改正(2021 年(令和3年)4月1日施行) 社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する 地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

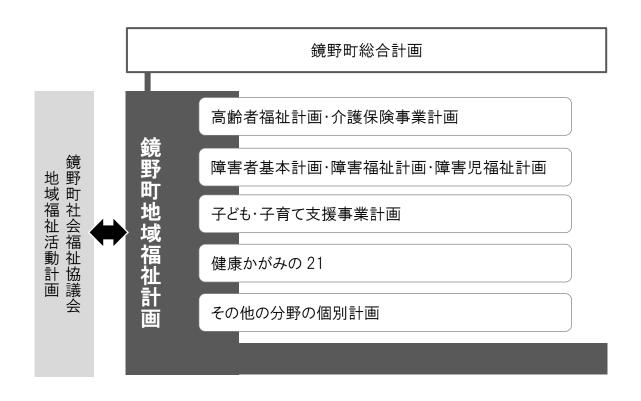
- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り 組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住 民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくり、総合的な方向性を示すものです。

総合計画を上位計画とし、福祉に関する個別計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康かがみの21)における地域福祉施策の基本的な方向性を示すものです。

また、町民の活動計画として、社会福祉協議会が町民と共に策定した「地域福祉活動計画」と、鏡野町が目指す地域共生社会の姿を共有しながら、相互に連携を図っていきます。



■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

地域福祉計画

- ●社会福祉法第 107 条に基づく「市町村 福祉計画」であり、**町の行政計画**。
- ●福祉サービスの適切な利用や社会福祉の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進など、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるもの。



地域福祉活動計画

- ●法律上の規定はなく、社会福祉協 議会が策定する**民間計画**。
- ●地域住民や民間団体(民間事業所)などが地域福祉のために何ができるのかを考える行動計画。

4 計画の期間

本計画は、2024 年度(令和 6 年度)から 2028 年度(令和 10 年度)までの5か年を計画期間 とします。

	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	(令和	(令和	(令和	(令和	(令和	(令和	(令和
	6年度)	7年度)	8年度)	9年度)	10 年度)	11 年度)	12 年度)
総合計画	第2次総	合計画		 第3 	 次総合計 	 -画 	
地域福祉計画			本計画			第3次(~	2033)
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)		第3次			第4次(~	·2031)	
高齢者福祉計画· 介護保険事業計画		第9期			第 10 期 		第11期
障害者基本計画			第3	 次(~203 	31)		
障害福祉計画· 障害児福祉計画	第7	7期・第3期	JI .	第8	 	明	第9期 第5期
子ども·子育て 支援事業計画	第2期			第3期			第4期
健康かがみの 21	第2次			 第3次(~ 	~2034)		

5 圏域の範囲の考え方

地域福祉を進めていくためには、町全体で取り組むこと、町内各地域で取り組むこと、町民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

そのため、鏡野町では、4層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

■4層構造の圏域

町全域

町の基本的なサービスや町内各地域への支援、専門性 の高い相談への対応など、専門的・広域的な対応を図り ます。

4地域(旧町村)

活動団体の情報交換や連携を図り、圏域内の福祉課題やニーズの掘り起こしを行うとともに、それを解決する取り組みを開発します。

将来的に、福祉関係機関同士等の顔の見える関係づく りを構築し、包括的な相談体制の取り組みを行います。

12 地区公民館

地域の情報や、各地域の状況を共有するととも に、地域課題の把握や解決に向けて意見交換を行 います。

93 自治会·地区

地域での支え合い活動や見守り活動とともに、 災害時に避難所運営等を図る防災体制づくりなど を行います。

第2章 鏡野町ってどんなまち?

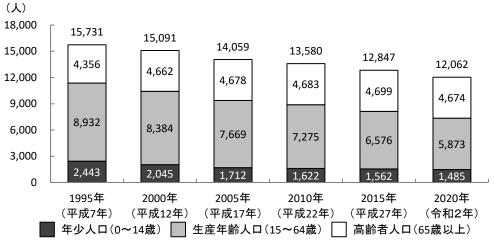
■1 人口や世帯の状況

(1)総人口の推移

総人口は、年々減少しており、2020年(令和2年)では12,062人となっています。年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少する一方で、2010年(平成22)年までは高齢者人口(65歳以上)が増加してきましたが、2015年(平成27年)以降は減少に転じています。

また、高齢化率は増加傾向にあり、2020年(令和2年)において38.7%となっています。

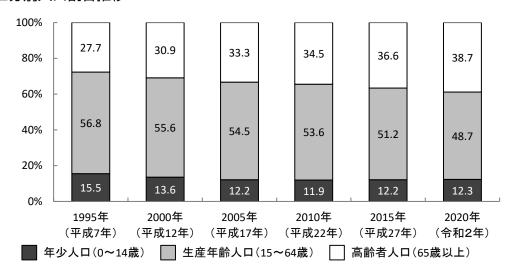
■年齢3区分別人口の推移



資料:国勢調査

※総人口には年齢不詳を含むため、「年少人口」「生産年齢人口」「高齢者人口」の合計と総人口の数値が 合致しない場合があります。

■年齢3区分別人口割合推移



資料:国勢調査

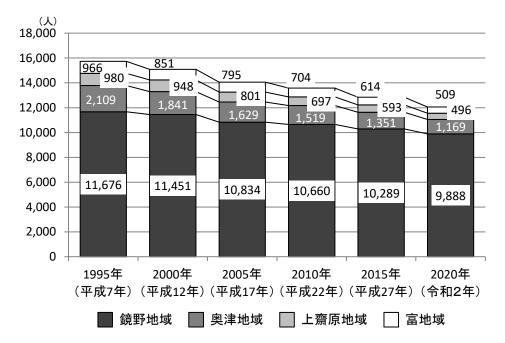
※端数処理の関係で、合計が100.0%にならない場合があります。

(2) 地域別人口の推移

地域別の人口の推移をみると、すべての地域において減少傾向となっています。

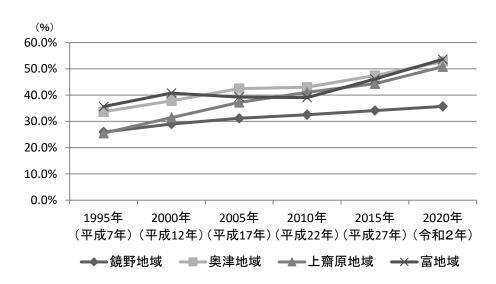
また、高齢化率はすべての地域で上昇傾向となっており、2020 年(令和2年)では、奥津地域、 上齋原地域、富地域で4割以上となっています。

■地域別人口の推移



資料:国勢調査

■高齢化率の推移

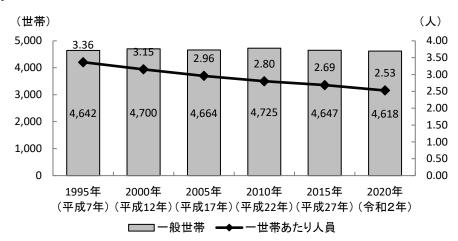


資料:国勢調査

(3)世帯の状況

世帯数は、増減を繰り返していますが、一世帯あたりの人員は年々減少しています。

■世帯数の推移

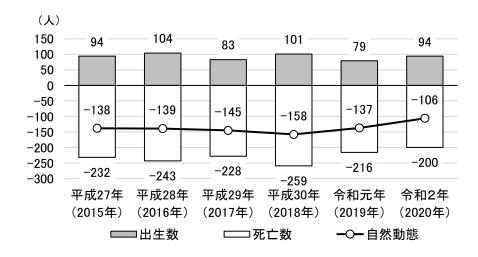


資料:国勢調査

(4) 自然動態人口(出生数・死亡数)の状況

出生数と死亡数の推移をみると、ともに増減を繰り返しています。2020 年(令和2年)では出生数は 94 人、死亡数は 200 人となっており、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。

■出生数と死亡数の推移



資料:岡山県衛生統計年報

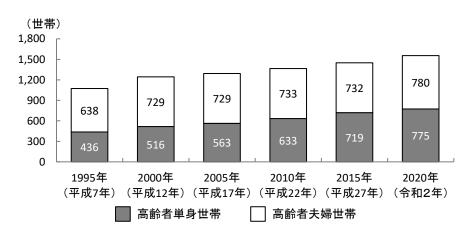
2 支援を必要とする町民の状況

(1) 高齢者の状況

① 高齢者のみ世帯の状況

高齢者のみ世帯の推移をみると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は増加傾向にあり、2020 年(令和2年)では、高齢者のみ世帯の約半数が高齢者単身世帯となっています。

■高齢者のみ世帯の推移

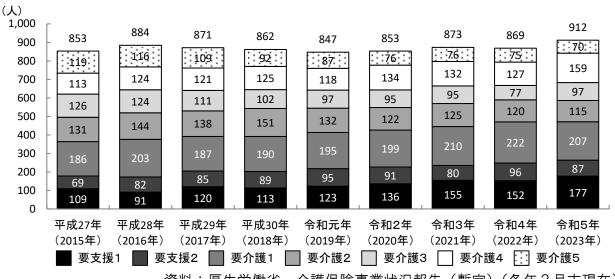


資料: 国勢調査

② 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返していましたが、2022年(令和4年)から2023年(令和5年)にかけて43人増加しています。内訳をみると、要支援1と要介護4に認定者が大きく増加しています。

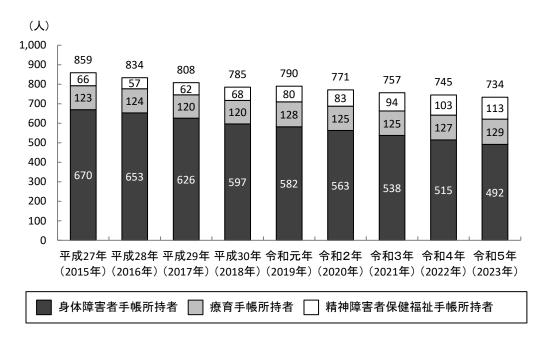
■要支援・要介護認定者数の推移



(2) 障害者の状況

障害者手帳所持者数は年々減少しており、特に身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。 一方で、療育手帳所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移してい ます。

■障害者手帳所持者数の推移

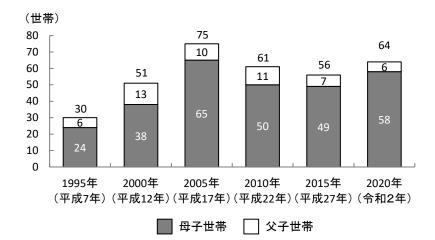


資料: 鏡野町総合福祉課調べ(各年4月1日現在)

(3) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は 2005 年(平成 17 年)以降減少してきましたが、 2020 年(令和2年)は増加に転じ、58 世帯となっています。父子世帯は、増減を繰り返しており、 2020年(令和2年)には6世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移

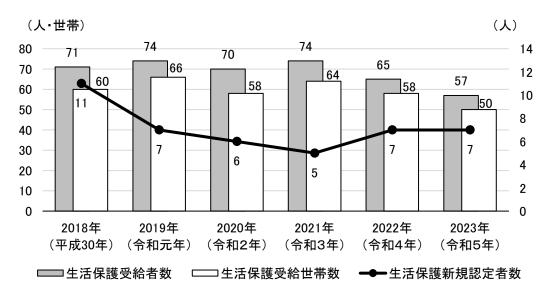


資料:国勢調査

(4) 生活保護受給者数及び受給世帯数の状況

生活保護受給者数及び受給世帯数の推移をみると、2021 年(令和3年)以降減少傾向で推移しています。新規認定者数は 2021 年(令和3年)までは減少傾向となっていましたが、2022 年(令和4年)以降は7人で推移しています。

■生活保護受給者数及び受給世帯数の推移



資料: 鏡野町総合福祉課調べ(各年4月1日現在)

3 アンケート調査からみる現状

(1)調査の目的

本計画の策定にあたり、町民の皆様の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などを把握するとともに、ご意見・ご要望を広くお聞きし、計画策定に反映するために調査を実施しました。

【20歳以上住民】

調査対象者	鏡野町内にお住まいの 20 歳以上の住民から無作為抽出				
調査数	1,000 名				
調査方法	郵送による配布、郵送による回収				
調査票回収数	455 件	回収率	45.5%		

【福祉活動関係者】

調査対象者	鏡野町内で福祉活動関係の仕事をされている方から無作為抽出				
調査数	100 名				
調査方法	郵送による配布、郵送による回収				
調査票回収数	62.0%				

【調査結果の見方】

- ●回答結果は小数点第2桁目を四捨五入しています。この関係で、単回答(複数の選択肢から 一つだけを選ぶ形式)の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。
- ●複数回答(2つ以上の回答を選ぶ形式)における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。
- 「n」「SA」「MA」は、それぞれ

「n」 =サンプル数のこと

「SA」 =単数回答のこと (Single Answer の略)

「MA」 =複数回答のこと (Multiple Answerの略)

を示します。

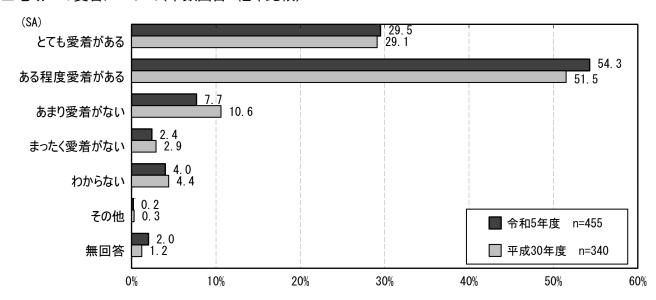
(2)調査結果(抜粋)

【20歳以上住民対象】

① 住んでいる地域への愛着

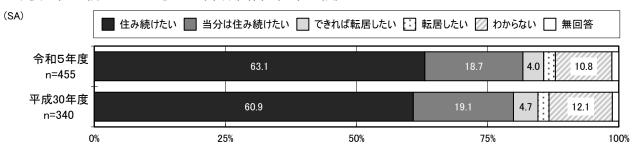
お住まいの地域への愛着について、『愛着がある』層(「とても愛着がある」+「ある程度愛着がある」)は8割以上を占めています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

■地域への愛着について(単数回答 経年比較)



今後も住み続けたいかという問いに対しては、『住み続けたい』層(「住み続けたい」+「当分は住み続けたい」)が約8割を占めています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

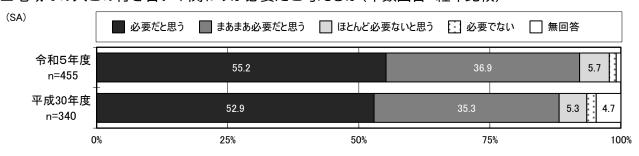
■今後も住み続けたいと思うか(単数回答 経年比較)



② 地域での人との付き合いや関わりの必要性

地域での人との付き合いや関わりの必要性について、『必要だと思う』層(「必要だと思う」+「まあまあ必要だと思う」)が9割近くを占めています。

■地域での人との付き合いや関わりが必要だと考えるか(単数回答 経年比較)



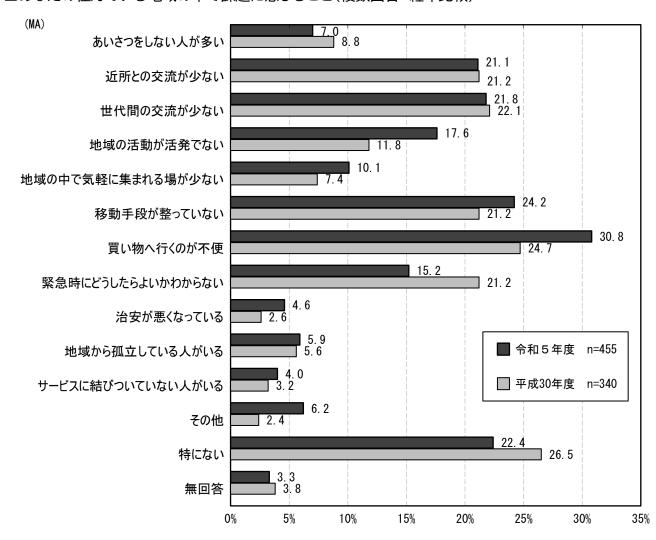
年齢別にみると、年齢層が高いほど「必要だと思う」の割合が高くなる傾向がみられます。

■地域での人との付き合いや関わりが必要だと考えるか(年齢別)

	年齡区分					
	全体	20~39歳	40~59歳	60~74歳	75歳以上	
	n=455	n=81	n=105	n=102	n=129	
必要だと思う	55.2	29.6	42.9	66.7	72.1	
まあまあ必要だと思う	36.9	44.4	51.4	28.4	27.1	
ほとんど必要ないと思う	5.7	17.3	4.8	4.9	-	
必要でない	1.3	6.2	1.0	ı	_	
無回答	0.9	2.5	-	-	0.8	

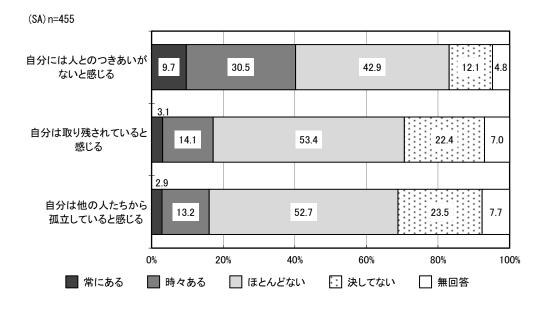
地域の中で課題に感じることについて、「買い物へ行くのが不便」が 30.8%で最も高く、次いで 「移動手段が整っていない」が 24.2%で続いています。前回の調査と比較すると、「地域の活動が 活発でない」「買い物へ行くのが不便」の割合が高くなっています。

■あなたの住んでいる地域の中で課題に感じること(複数回答 経年比較)



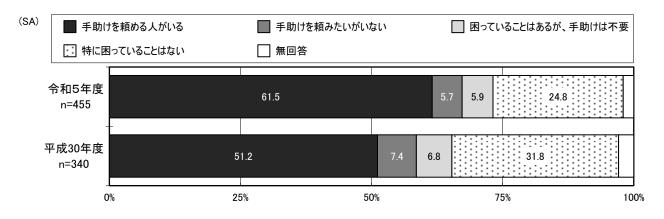
孤独感の状況について、「常にある」「時々ある」を合わせた割合が高いのは「自分には人との付き合いが無いと感じる」で 40.2%となっています。

■孤独感を感じる頻度(単数回答)



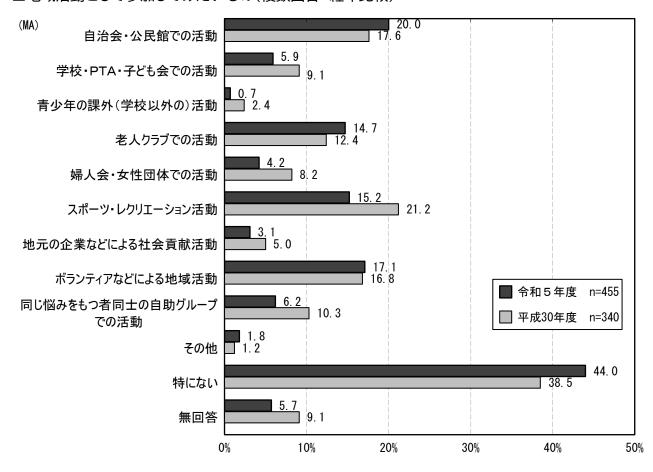
近所に手助けを頼める人がいるかどうかについて、「手助けを頼みたいがいない」の割合は 5.7%となっています。前回の調査と比較すると、「手助けを頼める人がいる」の割合が高くなっています。

■日常生活で困ったときに手助けを頼める人がいるか(単数回答 経年比較)



地域活動への参加意向について、「特にない」の割合が 44.0%で最も高く、次いで「自治会・公民館での活動」が 20.0%、「ボランティアなどによる地域活動」が 17.1%で続いています。前回の調査と比較すると、「特にない」の割合が高くなっています。

■地域活動として参加してみたいもの(複数回答 経年比較)



年齢別にみると、「20~39歳」において「特にない」の割合が高くなっています。

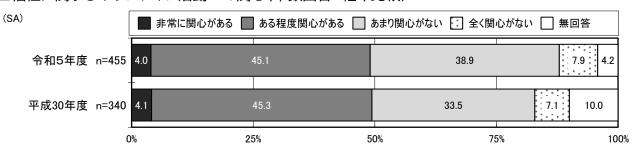
■地域活動として参加してみたいもの(年齢別)

	年齢区分					
	全体	20~39歳	40~59歳	60~74歳	75歳以上	
	n=455	n=81	n=105	n=102	n=129	
自治会・公民館での活動	20.0	4.9	25.7	33.3	17.8	
学校・PTA・子ども会での活動	5.9	14.8	6.7	3.9	2.3	
青少年の課外(学校以外の)活動	0.7	1.2	1.9	_	_	
老人クラブでの活動	14.7	-	1.9	28.4	24.0	
婦人会・女性団体での活動	4.2	1.2	3.8	5.9	4.7	
スポーツ・レクリエーション活動	15.2	12.3	12.4	20.6	14.7	
地元の企業などによる社会貢献活動	3.1	2.5	3.8	3.9	1.6	
ボランティアなどによる地域活動	17.1	12.3	24.8	21.6	10.9	
同じ悩みをもつ者同士の自助グループでの活動	6.2	3.7	4.8	6.9	8.5	
その他	1.8	-	1.0	2.0	3.9	
特にない	44.0	61.7	42.9	35.3	37.2	
無回答	5.7	-	1.9	3.9	15.5	

⑥ 福祉に関するボランティア活動への関心について

福祉に関するボランティア活動について、「非常に関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた割合は 49.1%となっています。前回の調査と比較すると、「あまり関心がない」の割合がやや高くなっています。

■福祉に関するボランティア活動への関心(単数回答 経年比較)



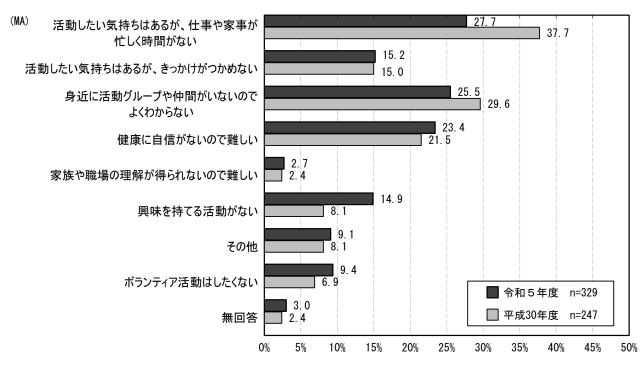
年齢別にみると、「20~39 歳」では「あまり関心がない」「全く関心がない」を合わせた割合が他の年齢層と比較して高くなっています。

■福祉に関するボランティア活動への関心(年齢別)

	年齢区分						
	全体	20~39歳	40~59歳	60~74歳	75歳以上		
	n=455	n=81	n=105	n=102	n=129		
非常に関心がある	4.0	2.5	1.9	1.0	10.1		
ある程度関心がある	45.1	27.2	45.7	57.8	45.0		
あまり関心がない	38.9	49.4	43.8	38.2	27.9		
全く関心がない	7.9	19.8	7.6	2.0	5.4		
無回答	4.2	1.2	1.0	1.0	11.6		

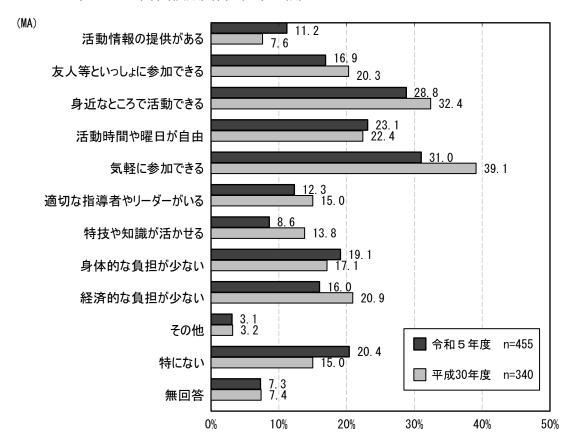
ボランティア活動に参加したことがない理由について、「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事が忙しく時間がない」が 27.7%で最も高く、次いで「身近に活動グループや仲間がいないのでよくわからない」が 25.5%で続いています。前回の調査と比較すると、「興味を持てる活動がない」の割合が高くなっています。

■ <ボランティア経験のない人限定 > ボランティア活動に参加したことがない理由(複数回答 経年比較)



ボランティア活動に参加する条件として、「気軽に参加できる」が 31.0%で最も高く、次いで「身近なところで活動できる」が 28.8%、「活動時間や曜日が自由」が 23.1%で続いています。前回の調査と比較すると、「特にない」の割合が高くなっています。

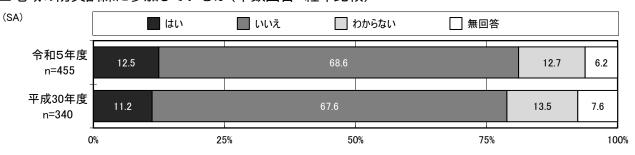
■ボランティアに参加する条件(複数回答 経年比較)



⑦ 災害への備えについて

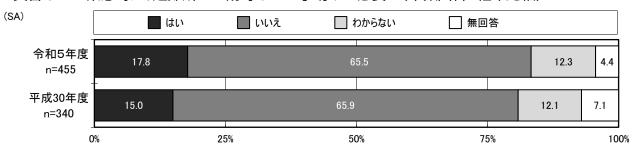
防災について、日頃から防災訓練に参加している割合は 12.5%となっています。前回の調査と 比較して、大きな差はみられません。

■地域の防災訓練に参加しているか(単数回答 経年比較)



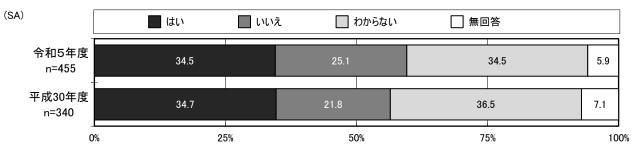
災害時の避難について、手助けが必要な割合は17.8%となっています。前回の調査と比較して、 大きな差はみられません。

■災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要か(単数回答 経年比較)



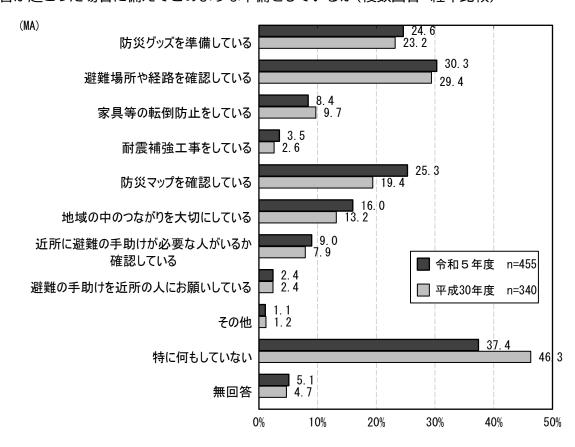
要支援者の手助けが可能と答えた割合は34.5%となっています。前回の調査と比較すると、「いいえ」の割合がやや高くなっています。

■災害などの緊急時に、高齢者世帯や障害者等の支援が必要な人の避難の手助けができるか (単数回答 経年比較)



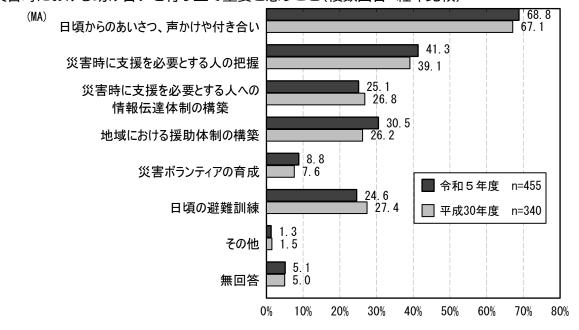
災害への備えについて、「特に何もしていない」が37.4%で最も高く、次いで「避難場所や経路を確認している」が30.3%、「防災マップを確認している」が25.3%で続いています。前回の調査と比較すると、「防災マップを確認している」の割合が高くなっています。

■災害が起こった場合に備えてどのような準備をしているか(複数回答 経年比較)



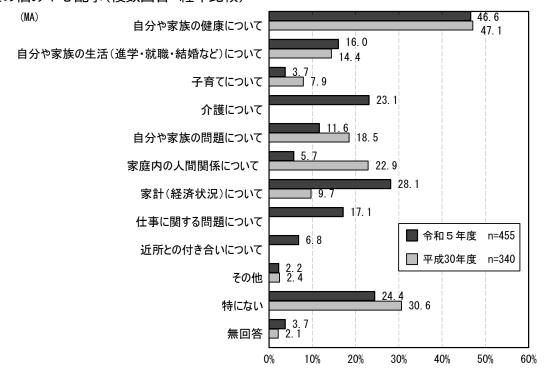
災害時における助け合いを行う上で重要と思うことについて、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が 68.8%で最も高く、次いで「災害時に支援を必要とする人の把握」が 41.3%、「地域における援助体制の構築」が 30.5%で続いています。

■災害時における助け合いを行う上で重要と思うこと(複数回答 経年比較)



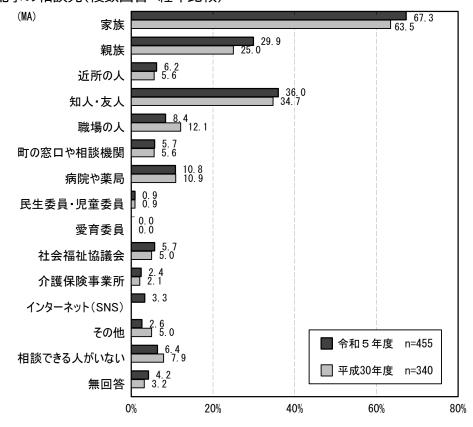
悩みや心配事について、「自分や家族の健康について」が 46.6%で最も高く、次いで「家計(経済状況)について」が 28.1%で続いています。前回の調査と比較すると、「家計(経済状況)について」の割合が高くなっています。

■現在の悩みや心配事(複数回答 経年比較)



相談先については、家族や知人・友人など身近な人の割合が高く、「相談できる人がいない」の割合は 6.4%となっています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

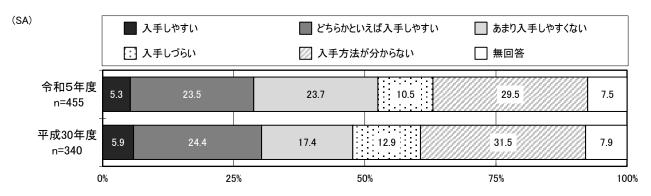
■悩みや心配事の相談先(複数回答 経年比較)



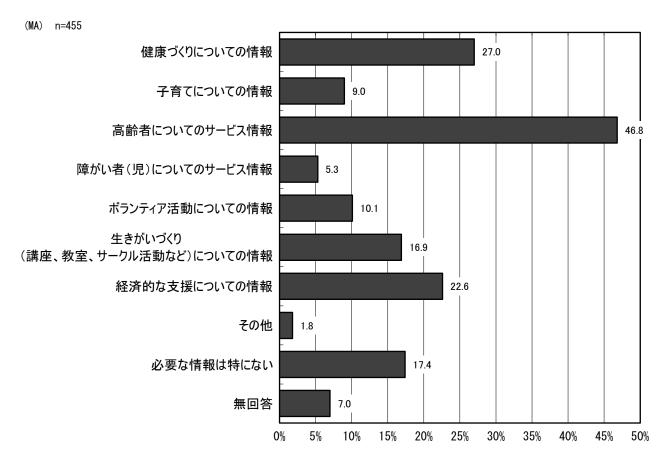
福祉に関する情報について、「入手方法がわからない」の割合は 29.5%で最も高くなっています。 「入手しやすい」「どちらかといえば入手しやすい」を合わせた割合は 28.8%となっています。

入手したい情報について、「高齢者についてのサービス情報」が46.8%で最も高く、次いで「健康づくりについての情報」が27.0%、「経済的な支援についての情報」が22.6%で続いています。

■福祉に関する情報の入手のしやすさ(単数回答 経年比較)



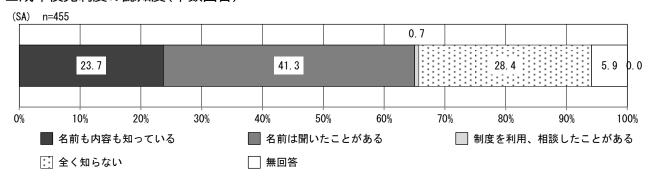
■福祉に関する情報として入手したいもの(複数回答)



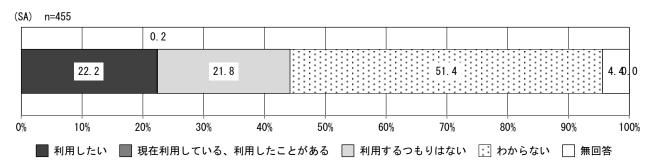
成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知っている」が 23.7%、「全く知らない」が 28.4%となっています。

利用意向について、「利用したい」は 22.2%、「利用するつもりはない」は 21.8%、「わからない」 は 51.4%となっています。「利用するつもりはない」「わからない」の理由として、「制度をよく知らないから」が 40.5%で最も高く、次いで「利用する必要がなさそうだから」が 37.5%、「後見人であっても他人に財産など個人的なことに関わってほしくないから」が 20.1%で続いています。

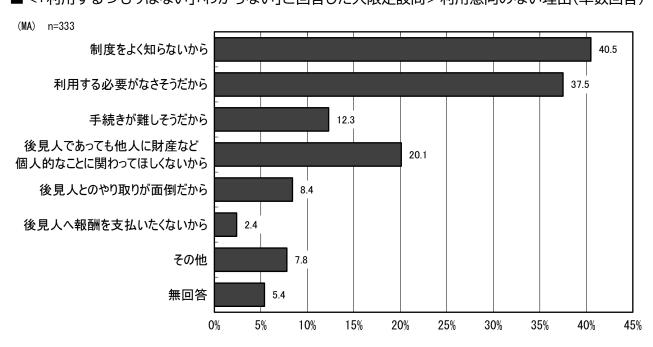
■成年後見制度の認知度(単数回答)



■成年後見制度の利用意向(単数回答)



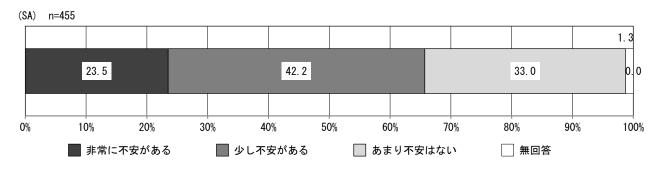
■<「利用するつもりはない」「わからない」と回答した人限定設問>利用意向のない理由(単数回答)



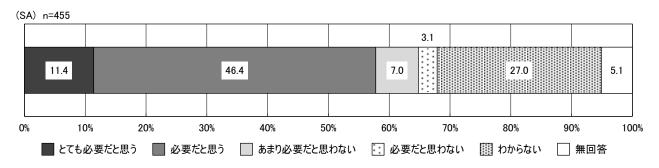
① 生活困窮者支援について

経済的な不安の有無をみると、「非常に不安がある」「少し不安がある」を合わせて 65.7%の人 が経済的な不安を感じています。生活困窮者を地域で支えることについては、「とても必要だと思う」「必要だと思う」を合わせて 57.8%の人が必要性を感じています。

■経済的な不安の有無(単数回答)

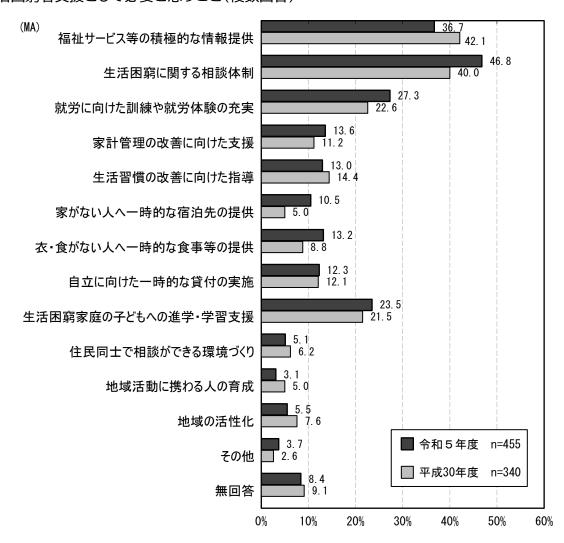


■生活困窮者を地域で支えることについて(単数回答)



生活困窮者への支援として必要なものについて、「生活困窮に関する相談体制」が 46.8%で最も高く、次いで「福祉サービス等の積極的な情報提供」が 36.7%、「就労に向けた訓練や就労体験の充実」が 27.3%で続いています。前回の調査と比較すると「生活困窮に関する相談体制」「就労に向けた訓練や就労体験の充実」「家がない人への一時的な宿泊先の提供」「衣・食がない人へ一時的な食事等の提供」の割合が高くなっています。

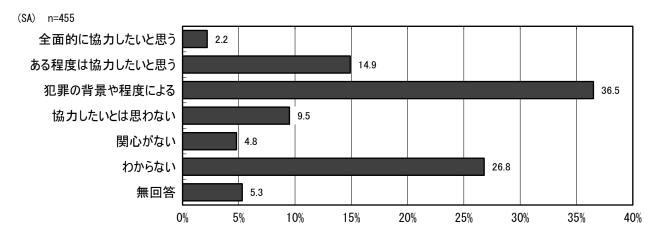
■生活困窮者支援として必要と思うこと(複数回答)



⑫ 再犯防止について

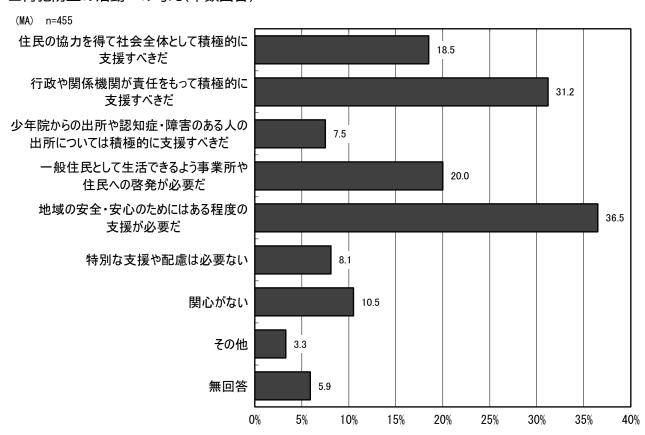
再犯防止への協力意向について、「全面的に協力したいと思う」「ある程度は協力したいと思う」 を合わせて 17.1%が協力したいと回答しています。最も割合が高いのは「犯罪の背景や程度による」で 36.5%となっています。

■再犯防止の活動への協力意向(単数回答)



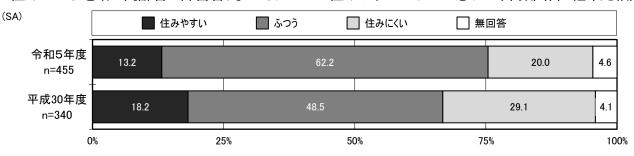
再犯防止の活動への考えについて、「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が 36.5%で最も高く、次いで「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が 31.2%、 「一般住民として生活できるよう事業所や住民への啓発が必要だ」が 20.0%で続いています。

■再犯防止の活動への考え(単数回答)



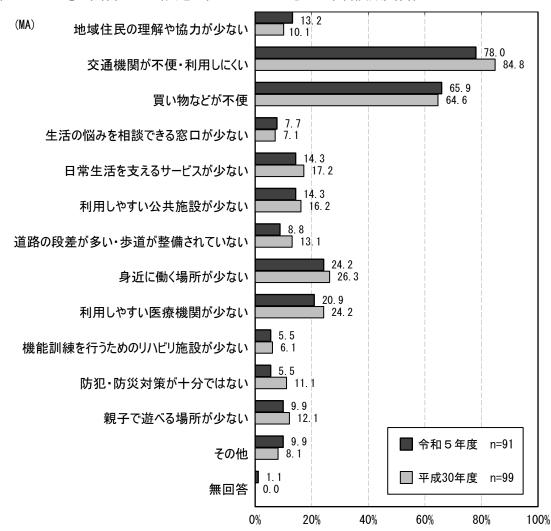
地域の高齢者や障害者、子どもにとって住みやすいかどうかについて、「住みやすい」の割合は 13.2%、「住みにくい」の割合は 20.0%となっています。前回の調査と比較すると、「ふつう」の割合が高くなっています。

■住んでいる地域が高齢者や障害者、子どもにとって住みやすいまちだと思うか(単数回答 経年比較)



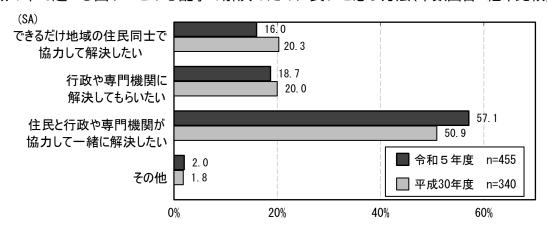
住みにくいと感じる理由について、「交通機関が不便・利用しにくい」が 78.0%で最も高く、次いで「買い物などが不便」が 65.9%、「身近に働く場所が少ない」が 24.2%で続いています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

■ < 「住みにくい」と回答した人限定>住みにくいと思う理由(複数回答)



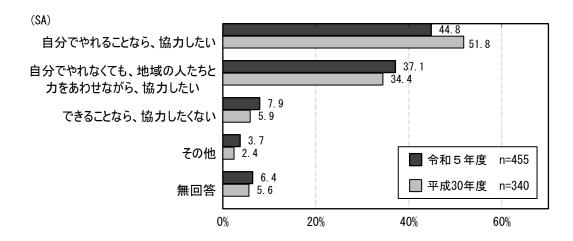
地域の中で起こる困りごとや心配事の解決に向けて、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」が57.1%で最も高く、「行政や専門機関に解決してもらいたい」が18.7%、「できるだけ地域の住民同士で協力して解決したい」が16.0%で続いています。前回の調査と比較して、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」の割合が高くなっています。

■地域の中で起こる困りごとや心配事の解決のために良いと思う方法(単数回答 経年比較)



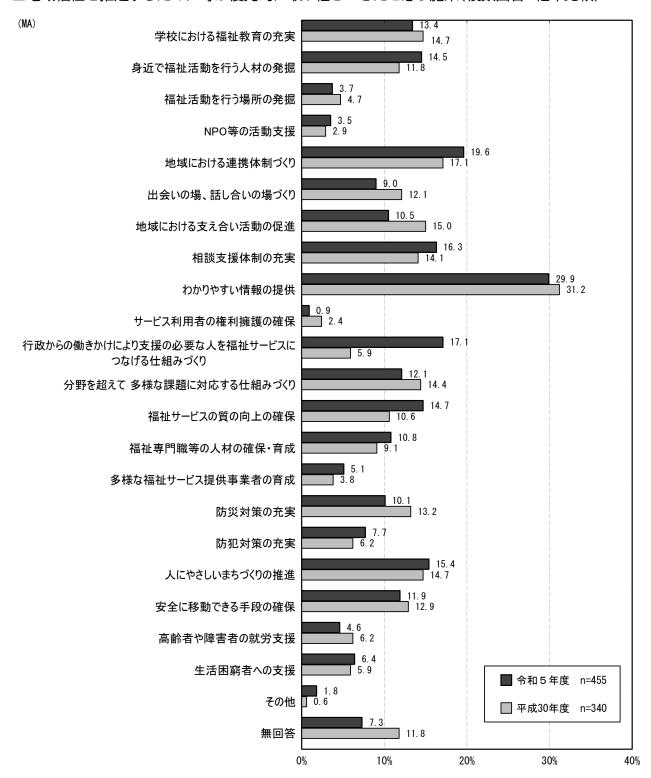
地域福祉を推進するために協力要請があった時の対応について、「自分でやれることなら、協力したい」が 44.8%で最も高く、「自分でやれなくても、地域の人たちと力をあわせながら、協力したい」が 37.1%、「できることなら、協力したくない」が 7.9%で続いています。前回の調査と比較して、「自分でやれることなら、協力したい」の割合が低くなっています。

■地域福祉を推進していくうえでの協力意向(単数回答 経年比較)



地域福祉を推進するために町が優先的に取り組むべきだと思う施策について、「わかりやすい情報の提供」が 29.9%で最も高く、次いで「地域における連携体制づくり」が 19.6%、「行政からの働きかけにより支援の必要な人を福祉サービスにつなげる仕組みづくり」が 17.1%で続いています。前回の調査と比較して、「行政からの働きかけにより支援の必要な人を福祉サービスにつなげる仕組みづくり」の割合が高くなっています。

■地域福祉を推進するために町が優先的に取り組むべきだと思う施策(複数回答 経年比較)

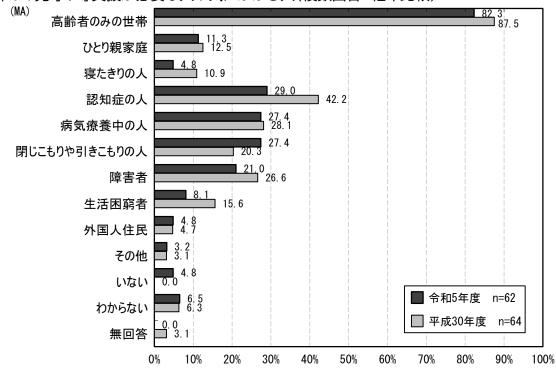


【福祉活動関係者対象】

① 地域の課題について

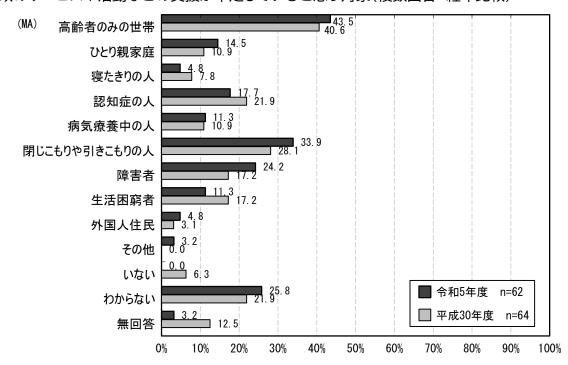
近所での見守り等支援が必要な人や気にかかる人について、「高齢者のみの世帯」が 82.3%で 突出しています。前回の調査と比較して、「閉じこもりや引きこもりの人」の割合が高くなっています。

■近所での見守り等支援が必要な人や気にかかる人(複数回答 経年比較)



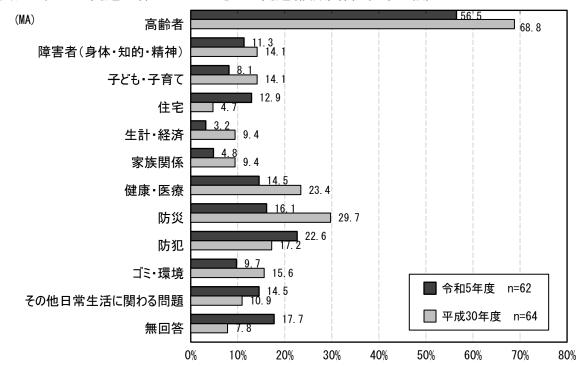
行政のサービスや活動などの支援が不足していると思う対象については、「高齢者のみの世帯」が 43.5%で最も高く、次いで「閉じこもりや引きこもりの人」が 33.9%で続いています。前回の調査と比較して、「閉じこもりや引きこもりの人」「障害者」の割合が高くなっています。

■行政のサービスや活動などの支援が不足していると思う対象(複数回答 経年比較)



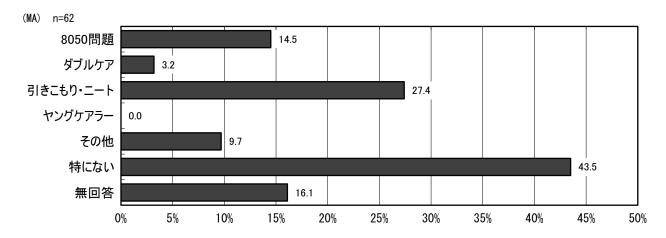
地域で気になる問題や増えていると感じる問題について、「高齢者」分野が 56.5%で最も高く、次いで「防犯」分野が 22.6%、「防災」分野が 16.1%で続いています。前回の調査と比較して、「住宅」「防犯」の割合が高くなっています。

■地域で気になる問題や増えていると感じる問題(複数回答 経年比較)



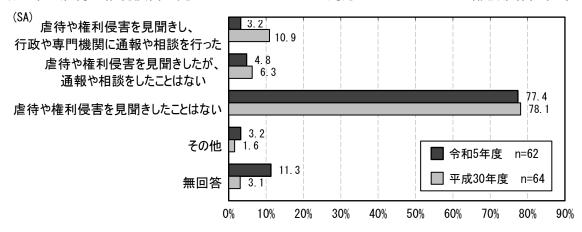
近年課題となっている複合的な課題について、見たことがある割合が高いものは「引きこもり・ニート」で 27.4%、「8050 問題」で 14.5%となっています。

■地域の中で見たことがある複合的な課題(複数回答)



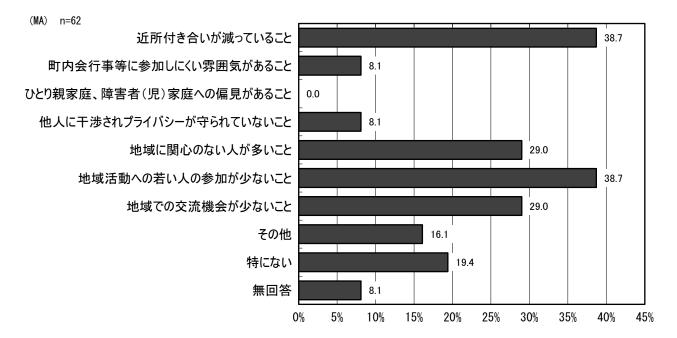
虐待や権利侵害を見聞きした経験及び対応した経験について、「虐待や権利侵害を見聞きし、行政や専門機関に通報や相談を行った」が 3.2%、「虐待や権利侵害を見聞きしたが、通報や相談をしたことはない」が 4.8%となっており、合わせて 8.0%が地域の中で虐待や権利侵害を見聞きしています。

■地域の中で虐待や権利侵害を見たことがあるか、また対応したことがあるか(複数回答 経年比較)



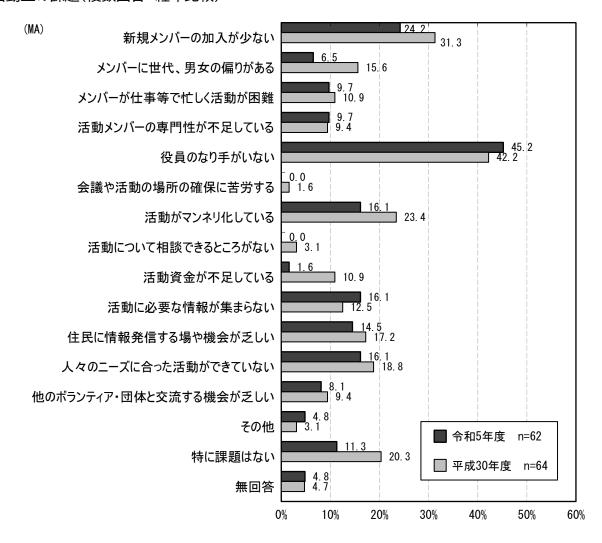
普段の活動の中で感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごとについて、「近所付き合いが減っていること」「地域活動への若い人の参加が少ないこと」がともに 38.7%で最も高く、次いで「地域に関心のない人が多いこと」「地域での交流機会が少ないこと」がともに 29.0%で続いています。

■普段の活動の中で感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごと(複数回答)



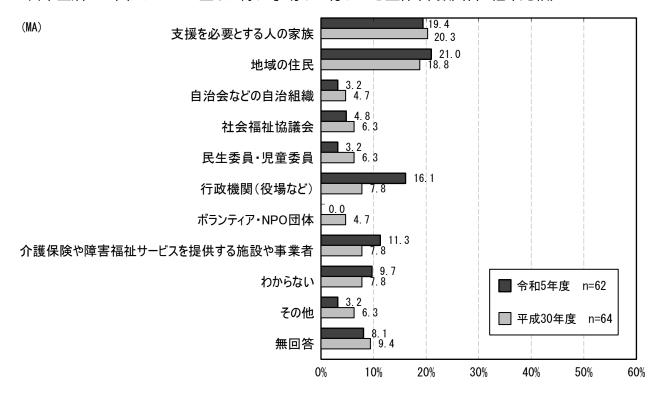
現在の活動上の課題については、「役員のなり手がいない」が 45.2%で最も高く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」が 24.2%で続いています。前回の調査と比較して、「活動に必要な情報が集まらない」の割合がやや高くなっています。

■活動上の課題(複数回答 経年比較)



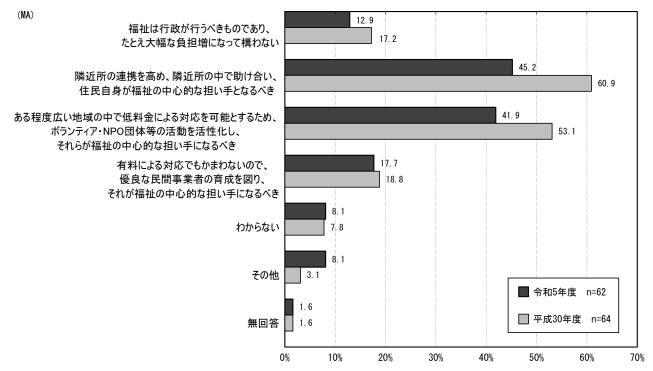
日常生活上の困りごとが生じた際に手助けを行うべき主体について、「地域の住民」が 21.0%で最も高く、次いで「支援を必要とする人の家族」が 19.4%、「行政機関(役場など)」が 16.1%で続いています。前回の調査と比較して、「行政機関(役場など)」「介護保険や障害福祉サービスを提供する施設や事業者」の割合が高くなっています。

■日常生活上の困ったことが生じた際に手助けを行うべき主体(単数回答 経年比較)



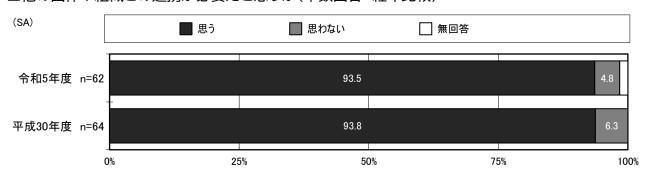
今後の福祉のあり方について、「隣近所の連携を高め、隣近所の中で助け合い、住民自身が福祉の中心的な担い手となるべき」が 45.2%で最も高く、次いで「ある程度広い地域の中で低料金による対応を可能とするため、ボランティア・NPO 団体等の活動を活性化し、それらが福祉の中心的な担い手になるべき」が 41.9%で続いています。前回の調査と比較して、「隣近所の連携を高め、隣近所の中で助け合い、住民自身が福祉の中心的な担い手となるべき」「ある程度広い地域の中で低料金による対応を可能とするため、ボランティア・NPO 団体等の活動を活性化し、それらが福祉の中心的な担い手になるべき」の割合が低くなっています。

■今後の福祉のあり方について(複数回答 経年比較)



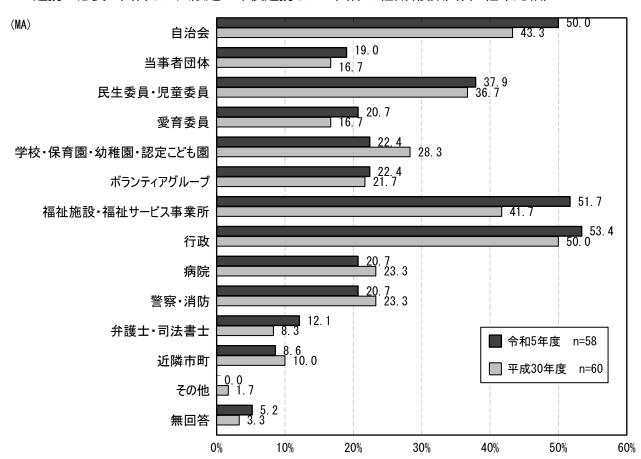
他の団体や組織との連携の必要性について、93.5%が必要性を感じています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

■他の団体や組織との連携が必要だと思うか(単数回答 経年比較)



今後連携したい団体や組織について、「行政」が53.4%で最も高くなっています。次いで「福祉施設・福祉サービス事業所」が51.7%、「自治会」が50.0%で続いています。前回の調査と比較して、「自治会」「福祉施設・福祉サービス事業所」の割合が高くなっています。

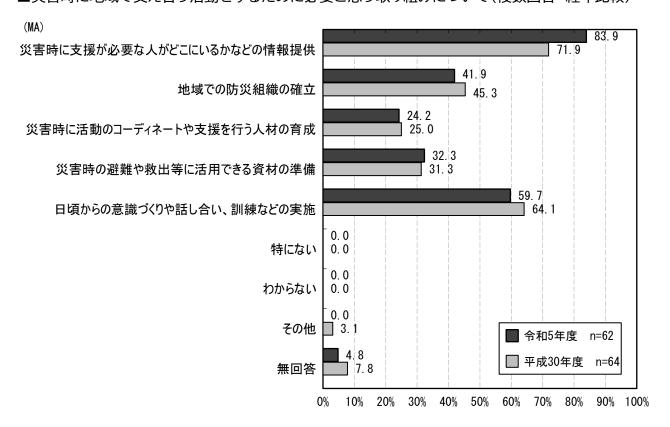
■<連携が必要と回答した人限定>今後連携したい団体や組織(複数回答 経年比較)



⑤ 地域防災について

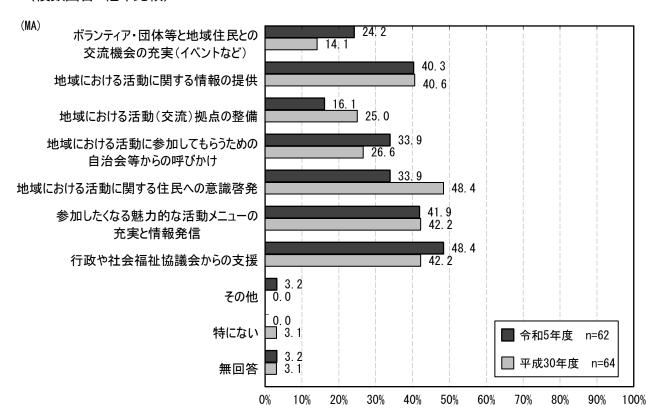
災害時に地域で支え合う活動をするために必要と思う取り組みについては、「災害時に支援が必要な人がどこにいるかなどの情報提供」が83.9%で最も高く、「日頃からの意識づくりや話し合い、訓練などの実施」が59.7%、「地域での防災組織の確立」が41.9%で続いています。前回の調査と比較して、「災害時に支援が必要な人がどこにいるかなどの情報提供」の割合が高くなっています。

■災害時に地域で支え合う活動をするために必要と思う取り組みについて(複数回答 経年比較)



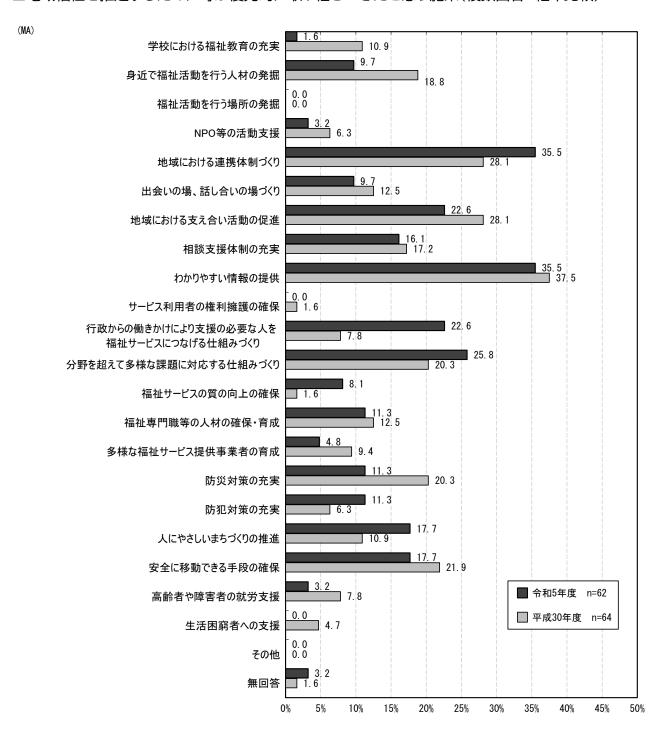
地域における活動を行う上で、地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るために必要なことについて、「行政や社会福祉協議会からの支援」が48.4%で最も高く、次いで「参加したくなる魅力的な活動メニューの充実と情報発信」が41.9%、「地域における活動に関する情報の提供」が40.3%で続いています。前回の調査と比較して、「ボランティア・団体等と地域住民との交流機会の充実(イベントなど)」「地域における活動に参加してもらうための自治会等からの呼びかけ」「行政や社会福祉協議会からの支援」の割合が高くなっています。

■地域における活動を行う上で、地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るために必要なこと (複数回答 経年比較)



地域福祉を推進するために町が優先的に取り組むべきだと思う施策について、「地域における連携体制づくり」「わかりやすい情報の提供」がともに 35.5%で最も高く、次いで「分野を超えて多様な課題に対応する仕組みづくり」が 25.8%、「地域における支え合い活動の促進」「行政からの働きかけにより支援の必要な人を福祉サービスにつなげる仕組みづくり」がともに 22.6%で続いています。前回の調査と比較して、「地域における連携体制づくり」「行政からの働きかけにより支援の必要な人を福祉サービスにつなげる仕組みづくり」「分野を超えて多様な課題に対応する仕組みづくり」「人にやさしいまちづくりの推進」の割合が高くなっています。

■地域福祉を推進するために町が優先的に取り組むべきだと思う施策(複数回答 経年比較)



第3章 この計画で私たちが目指すべきもの

1 基本理念

本町では、「鏡野町第2次総合計画」において、誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力ある鏡野町の創造を目指して、『交流・連携する里』 『安全・安心な里』 『子どものきらめく夢・未来を実現する里』 を基本理念として掲げています。

また、鏡野町社会福祉協議会による第3次地域福祉活動計画では、住民一人ひとりが大切な存在として認められ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと活躍できる町づくりを目指して、『みんなが主役のまちづくり~これからもずっと暮らしていきたいかがみの町~』を基本理念として掲げています。

本計画では、町や社会福祉協議会、地域、町民が互いに支え合い、それぞれの多様性を認め合うまちづくりを進めるとともに、町民同士の活発な交流を通して、一人ひとりが暮らしに生きがいや「楽しさ」を感じられる地域づくりを目指し、基本理念を次のとおりとします。

みんなが 認め合い 支え合って 楽しく暮らす 地域づくり



2 基本目標

基本目標1 地域福祉についての意識づくり

地域住民の福祉意識の醸成、地域間のつながり・相互扶助意識の強化を目的に、各種広報媒体による啓発、福祉教育の推進等に努めます。また、身近な地域で町民が交流できる機会・場の提供を図ります。

基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり

地域活動を担うリーダーやボランティア活動を担う人材の発掘や育成を図ります。そのために、 必要な情報を提供するとともに、ボランティア団体や民生委員・児童委員といった活動主体者への 支援を進めます。

基本目標3 支え合い、助け合う仕組みづくり

誰もが安心して暮らせるよう、あらゆる生活分野に携わる人や機関が相互に連携し、切れ目のない包括的な支援体制づくりを目指します。

そのため、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上に努めます。

基本目標4 安全・安心に暮らせる環境づくり

いつまでも子どもから大人まで健やかに安心して暮らせる環境づくりを目指し、保健・医療・福祉 の連携を図ります。

また、権利擁護に関する施策や、地域防災体制の強化、見守り体制の強化等により、安全・安心な地域づくりを進めます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本方針
みん	1 地域福祉について の意識づくり	1. 地域福祉の意識向上 2. 広報・啓発活動の推進
		3. 交流の場・機会の提供
	2	1. 担い手の育成
	地域福祉を支える 担い手づくり	2. 関係機関との連携体制の強化
楽しく暮らす 地域づくりんなが 認め合い 支え合って	3 支え合い、助け合 う仕組みづくり	1. 地域包括ケアシステムの充実
		2. 総合的な相談支援体制の充実 (重層的支援体制整備事業実施計画)
		3. 福祉サービスの充実
		4. 地域の支え合いの関係づくり
		5. 孤独・孤立対策の推進
	4 安全・安心に暮らせ る環境づくり	1. 健康づくりの充実
		2. 防災体制の充実
		3. 生活環境の整備 (1) 防犯活動の推進 (2) 外出しやすいまちづくりの推進 (3) 就労に困難を抱える人への就労支援 4. 誰もが適切にサービスを受けられる体制の充実 (1) 多様な生活課題への対応 (2) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画) 5. 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)

4 重点的な取り組み

1. 住民意識の醸成

住民の誰もが地域のことを「我が事」としてとらえ、地域に愛着をもてるよう、町民同士の交流の促進や、福祉教育の推進に取り組みます。また、地域活動のさらなる充実を図るため、地域活動を担うリーダーの育成や地域活動人材の確保に向けて取り組むとともに、町民が地域活動に参加しやすくなるような場づくりや適切な情報の提供に努めます。

2. わかりやすい情報提供

町では、広報紙やホームページなどを活用して、各種サービスや町のイベントや行事に関する情報を提供していますが、アンケート調査では、町への要望として「わかりやすい情報の提供」の割合が高く、情報を得づらい声が上げられています。

情報提供をより充実させるため、新たな手法も含めた情報発信の工夫に取り組むとともに、地域の集いの場や口コミなどを活用して、情報共有を促進するよう図ります。

3. 安全・安心な生活への取り組み

地域には多様な課題を持つ人々が生活していることから、生活上の課題を把握、解決し、地域の中で自立できるよう、関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、自治会などが連携し、適切なサービスにつなぐ仕組みづくりを進めます。

また、町民が安心して暮らせるために、災害などに備えて日頃から支援が必要な人の把握に努めるとともに、町民の自主防災力の向上に向けて取り組みます。

第4章 この計画で私たちが取り組むこと

基本目標 1 地域福祉についての意識づくり

現状と課題

- 地域福祉活動は支援を必要としている人、支援できる人という区分はなく、お互いに支え合い、助け合うことによって、誰もが安心して暮らせるための地域づくりにつながる活動を進めることです。自分にできることがある、助け合いの仕組みがあることを、地域に住むすべての人が認識することが、地域福祉推進のための第一歩です。
- 本町では、地区公民館単位で設立された町内に 12 団体ある「地域づくり協議会」において、「未来・希望基金」を活用しながらさまざまな地域住民主体の活動を行っていますが、活動を継続するため、地域のリーダーの育成や新規メンバーの参加促進が必要となっています。
- 住民アンケート調査では、地域での人との付き合いや関わりの必要性について、『必要だと思う』層(「必要だと思う」+「まあまあ必要だと思う」)が 9 割を超えており、町民の地域との関わりへの意識の高さがうかがえます。その一方で、年齢別で比較すると、若年層において必要性を感じている割合が低い傾向がみられます。福祉活動関係者調査では、地域の問題点、日常の困りごととして、「近所付き合いが減っていること」が約3割強いることから、地域との関わりに必要性を感じつつも、近所付き合いが進んでいない現状がうかがえます。今後も地域の助け合いを進めていくためには、地域で暮らすあらゆる世代が地域の関係づくりに取り組む必要があります。
- 住民アンケート調査では、悩みや心配事の相談相手として「家族」が約7割、「知人・友人」が約4割となっています。支援の必要な本人だけではなく、相談を受ける周りの家族、支援者に地域情報の周知をしていくことが求められます。また、「相談できる人はいない」と回答した割合が 6.4%となっており、公的な相談窓口や民生委員・児童委員等地域の相談役につなげていくことが必要です。
- 地域活動への参加が必要だと考えている人が、一人でも多く行動に移すように、また、地域に住むすべての人が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかり認識・実行するよう、働きかけをしていく必要があります。

1. 地域福祉の意識向上

地域に住むすべての人が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかり認識・実行していくよう、地域福祉の考え方や趣旨を広く周知・広報していきます。

町の取り組み

①地域福祉の推進

- ○広報紙やホームページ、SNS 等あらゆる媒体を通じて情報発信を行い、幅広い世代に対して地域福祉の考え方や趣旨について広く周知するよう努めます。
- 〇地域福祉についての理解を深めるため、講演会・勉強会などの機会の提供に努めます。
- ○区長、民生委員・児童委員への情報提供や研修の充実を図ります。

②福祉教育の推進

- 〇学校や教育委員会と連携し、小・中学校での講演会や総合学習の授業、福祉に関する出前授業などを通じて、福祉への理解を深める機会を提供します。
- 〇地域の中で多様な世代が交流できる機会づくりを進め、地域福祉への理解促進及び 地域住民同士のつながりづくりを推進します。

③人権に関する意識啓発

- ○人権についての正しい理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むために、学校教育、生涯学習の場などあらゆる機会を活用して、人権教育を推進します。
- ○広報・ホームページ等を活用して人権意識の高揚を図ります。

町民・地域の取り組み

- ○「地域福祉」について理解を深めましょう。
- 〇一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するように心がけましょう。
- 〇高齢者や障害者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょ う。
- 〇ボランティアなどの社会貢献活動や福祉団体等への寄付や募金に取り組むよう心がけましょう。

- ○「かがみの社協だより」やホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨について 広く周知するよう努めます。
- ○社会福祉事業・福祉団体活動・ボランティア活動などの福祉活動の紹介や、講座や 体験学習を推進し、地域の福祉意識の醸成を図ります。
- 〇地域や学校等で福祉講座を提案します。また、教材の貸し出しや講座の目的や手法 などを提案します。
- 〇学校におけるボランティアや福祉教育などの活動について、経費の一部を助成します。
- ○地域の高齢者や障害者などとの交流の場を提供します。

2. 広報・啓発活動の推進

広報紙やホームページなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動の充実に努めるとともに、公的制度をわかりやすく周知していくための工夫をするなど、情報提供の充実に努めます。

町の取り組み

- 〇広報紙やホームページ、SNS など多様な情報発信手段を活用し、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発に努めるとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。
- 〇手話及び聴覚障害者に対する理解を広げ、手話の普及に努めます。また、必要に応じて情報機器等も利用できるよう整備に取り組みます。
- 〇ユニバーサルデザインの考え方に基づき、わかりやすい文章表記、色づかいなど、 広報紙やホームページの記載などに配慮します。
- ○交流の場や各種相談窓口の周知を充実します。
- OICT の利用など、わかりやすい方法で情報提供に努めます。

町民・地域の取り組み

- 〇日常生活において、広報やホームページなどを見るなど、地域の出来事に関心を持つように心がけましょう。
- 〇広報紙やホームページ、回覧などに目を通すように心がけましょう。
- ○「おたがいさま会議」など地域で情報共有や意見交換を行える場を活用し、町や各種団体からの情報を、周囲の人や情報が行き届きにくい人にも伝え、地域のなかで情報を共有しましょう。
- 〇地域の情報が届きにくい人に対しては、普段からコミュニケーションをとるよう心がけ、必要な情報を伝達しましょう。

- ○「かがみの社協だより」やホームページなどを活用し、地域福祉活動やボランティ ア活動の周知に努めるとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。
- ○「ボランティア・NPO・福祉フェスティバル」において、地域のさまざまな福祉活動の紹介や交流を行います。

3. 交流の場・機会の提供

地域においてさまざまな人と交流することは、まちや地域への愛着心を育むとともに、 地域のなかで課題を抱えた人が孤立せずに、支援に結びつくことにつながります。

また、さまざまな人が世代を超えて交流することで地域の活動が活発化し、地域のつながりが強まっていくことが期待されるため、世代や国籍を超え、あらゆる町民が交流できる場の提供に努めます。

町の取り組み

- ○「おたがいさま会議」や世代間交流などの日常的な交流活動を支援します。
- ○地域行事などのイベントを活用して町民同士が交流し、地域への愛着や郷土への誇りを持つきっかけづくりに努めます。
- ○社会福祉協議会と一体的に交流活動を支援します。
- ○地域の各種団体の活動の支援を行います。
- ○住民が興味・関心のあるイベント、催し物を企画し、参加者の促進に努めます。
- ○活動・交流拠点となる公民館など公共施設の利用促進を図ります。

町民・地域の取り組み

- 〇小地域の座談会や「おたがいさま会議」などに、隣近所を誘い合って積極的に参加 しましょう。
- 〇地域の祭りや地域行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに若い世代に継承していきましょう。
- 〇高齢者と子ども、若者との交流の機会をつくっていきましょう。
- 〇隣近所で地域行事への参加を呼びかけ、誘い合いましょう。
- ○地域の行事などは誰でも参加しやすいような雰囲気づくりを心がけましょう。
- 〇あいさつなど町民同士のコミュニケーションに努めましょう。

- ○「高齢者のつどい」や「ふれあい・いきいきサロン活動支援」など、身近な地域で 誰でも集まれる場をつくります。
- ○小地域の座談会や「おたがいさま会議」など、地域の会議や話し合いの場づくりを 支援します。

基本目標 2 地域福祉を支える担い手づくり

現状と課題

- 地域福祉を進める上での主役は町民であり、まちづくりへの町民の参画は必要不可欠なものです。地域づくりに意欲を持った人材を発掘・育成するための仕組みをつくるとともに、活動したいと考えている人を、ボランティアなどの各種団体活動へつなげていくことが必要です。
- 本町では、公民館単位でイベントや行事が盛んに行われており、町民同士の交流 や生きがいづくりの場となっています。新型コロナウイルス感染症の流行により、 活動が停滞していた時期もありましたが、近年は少しずつ活気を取り戻しつつあ る状況です。
- 住民アンケート調査では、福祉に関するボランティア活動について、『関心がある』 層(「非常に関心がある」+「ある程度関心がある」)が約5割となっています。 ボランティア活動への参加の条件としては「気軽に参加できる」「身近なところで活動できる」の割合が高くなっており、ボランティア活動に関心のある人が参加しやすくなるよう、体験の機会の充実やライフスタイルに合わせて参加できる仕組みづくりが求められています。
- 住民アンケート調査では、地域福祉を推進するために、地域から協力要請があった場合『協力したい』(「自分でやれることなら協力したい」+「自分でやれなくても地域の人たちと力を合わせながら、協力したい」が約8割となっており、地域での助け合いについて、協力的な人が多いことがうかがえます。
- 福祉活動関係者調査では、地域の問題点、困りごととして、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」の割合が高くなっており、今後はこれからの地域活動を担う若い世代へのアプローチが求められます。
- 福祉活動関係者調査では、地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るために 必要なことについては、「行政や社会福祉協議会からの支援」「地域における活動 に関する住民への意識啓発」「参加したくなる魅力的な活動メニューの充実と情報 発信」の割合が高くなっており、福祉活動団体への支援を継続するとともに、住 民への意識啓発や情報発信の取り組みが求められています。

1. 担い手の育成

地域福祉活動の活性化を図るため、地域活動やボランティア活動などに参加する支援者、 リーダーの不足を解消できるよう、今まで地域での活動に関わる機会のなかった人にも積 極的に参加してもらえる仕組みづくりを進めます。

町の取り組み

- ○学校等と連携し、小・中学校からの福祉教育を推進します。
- ○社会福祉協議会と一体となり、地域と行政をつなぐ人材の充実に取り組みます。
- 〇自治会や民生委員·児童委員の活動内容を情報発信するとともに、活動への支援を行います。
- 〇ボランティアへの関心を喚起するため、関係機関と連携し、ボランティアを体験で きる機会の創出に取り組みます。

町民・地域の取り組み

- 〇趣味や経験を活かして、地域活動や行事、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 〇民生委員・児童委員協議会は、活動内容などの情報発信に努めましょう。
- ○多世代の交流促進につながるような機会の創出に努めます。

- 〇各種情報媒体を通して、知識や経験、優れた能力を共有するため、ボランティア・NPO 団体の交流会や研修会等を開催します。
- ○福祉活動へのきっかけづくりとなるよう、小・中学生へのボランティア体験の場を つくります。
- 〇さまざまな機会を通して、ボランティアの受入れや募集を行います。
- ○「ボランティア・NPO フェスティバル」などにより、ボランティア同士の交流や情報交換などの機能の充実を図ります。
- ○認知症サポーター講座や福祉推進サポーター養成講座などを開催し、福祉について 理解し、地域で広める人を増やします。

2. 関係機関との連携体制の強化

各種福祉活動団体や関係機関との連携を強化するため、情報の共有や地域の課題解決に 向けた体制づくりに取り組みます。

町の取り組み

- ○地域の福祉活動や交流活動が実施できるよう、福祉活動団体や福祉施設等の支援に 取り組みます。
- 〇福祉以外のさまざまな分野の関係機関や団体との連携を通して、地域福祉活動の充 実を図ります。
- 〇社会福祉協議会の組織体制の強化や事業を支援するとともに、相互の役割分担を明確にし、連携を強化します。
- ○地域のことや各種団体に関する情報提供や広報活動を充実させ、町民の関心を高め、 参加を促すよう努めます。
- ○配送業者や地域の店舗など民間事業者も含めた見守りネットワークを構築し、困り ごとを抱える人を支えるための情報共有及び連携に努めます。

町民・地域の取り組み

- ○地域で活動する機関や団体と積極的に交流を図り、情報を共有しましょう。
- ○地域活動やボランティア活動に関心をもちましょう。また、地区の活動に積極的に 参加しましょう。
- ○地域で活動する関係機関の把握に努めます。
- ○地域の各種団体や専門職等との連携に努めます。

- 〇地域住民とサービス事業者やボランティアなどのつながりを強め、小地域福祉ネットワークを推進します。
- 〇地域住民や関係機関の連携のもと、福祉情報の提供、推進における課題解決などを 協議します。
- ○「おたがいさま会議」が円滑に開催できるよう、地域の関係者への説明会や情報提供などを行います。
- 〇社会福祉協議会をはじめ、さまざまな地域活動組織などの活動の周知を充実し、積極的な参加を促します。

基本目標 3 支え合い、助け合う仕組みづくり

現状と課題

- 近年、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中で、地域の中で安心して暮らしていくためには、住民の見守り活動の活性化がより重要となっています。
- 国では、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指しており、地域共生社会の実現には、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、地域の資源や活力を生かし、社会保障制度の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。
- 本町では、地域の集いの場としてハツラツサークルを実施しているほか、生活支援コーディネーターも支援しながら「おたがいさま会議」を開催しており、地域課題の把握に努めています。また、介護支援ボランティア制度「せわあない会てごなかま」を通して、楽しみながら介護予防に取り組めるよう工夫しています。
- 住民アンケート調査では、日常生活が不自由になったとき、地域の人たちにして ほしいことについて、「急病時の対応」「安否確認の見守り、声かけ」「災害時の手助け」の割合が高くなっています。また、福祉活動関係者調査では、近所での見守り等支援が必要な人や、気にかかる人について、「高齢者のみの世帯」が9割弱と高くなっていることから、高齢者世帯などの把握、支援が必要な人に対して、 災害時の支援や日常の見守り活動の充実が求められています。
- いつまでも地域で自分らしく暮らしていくためには、適切に福祉サービスを利用できることも重要となります。住民アンケート調査では、福祉に関する情報の入手のしやすさについて、「入手方法が分からない」が約3割、「あまり入手しやすくない」「入手しづらい」を合わせた割合が約3割となっており、合わせて約6割が福祉に関する情報を十分に入手できていない状況となっています。必要とする人に確実に情報が届くよう、情報発信の方法について検討を進める必要があります。
- 2021 年(令和3年)4月から改正社会福祉法が施行され、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応するための重層的支援体制の整備が求められています。
- 国においては、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定める孤独・孤立対策推進法を2024年(令和6年)4月より施行します。本町では住民アンケート調査において、15%程度の人が自分は他の人たちから孤立していると感じており、地域ぐるみで孤独・孤立対策に取り組んでいく必要があります。

1. 地域包括ケアシステムの充実

すべての町民が、地域でその人らしく生きることができるよう、当事者や介護者を中心として、医療・介護・専門職・ボランティア・地域団体・NPO等の各団体が一体となり、課題解決に向けて、切れ目のないサービスが提供できる地域包括ケアシステムを構築し、さらなる充実に向けて取り組みます。

町の取り組み

- 〇高齢者や障害者、子ども、子育てをする親など、支援を必要とするすべての人が、 住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健・福祉・医療などのサービ スを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進します。
- ○地域ケア会議の充実を図り、地域課題の把握に努めます。
- ○町の各種相談窓口や社会福祉協議会、関係機関や専門機関との連携を強化し、地域 全体で高齢者や障害者などの支援を必要とする人を見守るネットワークの構築を図 ります。
- ○生活支援・介護予防サービスの体制整備と高齢者の社会参加の推進を一体的に図る ため、生活支援コーディネーターと協議体を設置し、地域における多様な主体間の 情報共有、連携・協働による活動を支援します。

町民・地域の取り組み

- ○困りごとがあれば、一人で抱え込まずに身近な人や区長、民生委員・児童委員など に相談しましょう。
- 〇地域や近所で支援を必要とする人を見かけたら、区長、民生委員・児童委員などに 相談するように心がけましょう。
- ○区長、民生委員・児童委員を中心に、住民の一番身近な相談相手として、住民の困りごとや要望の把握に努めましょう。
- 〇町や社会福祉協議会などとの連携を密にし、支援が必要な町民が必要なサービスを 利用できるように努めましょう。

- 〇地域包括支援センターにおいて、身近な相談窓口として保健師、介護支援専門員等が中心となり、専門的立場から支援を行います。
- 〇高齢者に関する地域の多様な社会資源を活用し、それらの連携・協力体制を整備し、 適切なサービスを継続して利用できるよう支援します。

2. 総合的な相談支援体制の充実(重層的支援体制整備事業実施計画)

包括的・重層的な支援体制の整備構築に向けた取り組みを推進するため、総合相談窓口の整備や相談窓口の連携強化、住民主体の地域における体制づくり、多様な支援や施策の相互連携等に取り組みます。

町の取り組み

包括的な相談支援

- ○相談窓口の相互連携の強化を図り、複合的・分野横断的な問題に対しても適切に対応できるよう取り組むとともに、一次的にあらゆる相談を断らずに受け付ける総合的な相談支援体制の整備を進めます。
- 〇件走支援に向けた課題解決コーディネート機能の充実を図ります。主な相談の内容 や課題を抱えた住民・家族の属性などに応じて、適切な相談窓口の専門員がコーディネーターとなり、サービス利用や地域参加を支援します。
- ○各種相談窓口の周知と情報提供を推進します。

参加支援

- ○社会で孤立しがちな人に対し、地域の社会資源などを活用しながら、社会とのつながりをつくるための支援を行います。
- 〇従来では、支援を受ける側とされる子ども、高齢者、障害者等や、自治会活動等に参加しにくかった勤労世代の町民が、地域の中で役割を持ち、余暇などを利用して自分のできる範囲で気軽にボランティアや地域貢献ができる活動の仕組みを構築します。

地域づくり支援

- ○多様な属性の住民同士が交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源開発、支援ニーズと地域資源のマッチング等を行えるよう地域における取り組みのコーディネート等を実施します。
- 〇各地区の公民館等を地縁組織の活動拠点や地域活動支援の拠点として活用し、地域 の活性化及び課題解決に取り組みます。
- ○さまざまな属性、年代の住民が地域づくりに参加できるよう、地域包括支援センター や地域活動支援センター、子育て支援センターなどと連携し、交流の促進や創作活動 の場づくり、地域活動への参加促進などを支援します。

アウトリーチ等を通じた継続支援

- ○複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人、相談に 行きづらい人などの情報を早期に把握するため、民間事業者などとも協働した見守 りや異変に気づく仕組みをつくります。
- 〇生活課題を抱えた町民、家庭等に対し、訪問や定期的な連絡などの働きかけを行い、 相談支援体制の信頼関係を構築しながら継続した見守り、働きかけを行います。

多機関協働の支援ネットワーク構築

- ○従来の分野別の仕組みでは対応困難な複雑化・複合化した生活課題を有するケースに対して、課題の把握・整理や支援の方向性の整理、支援プランの作成、各支援関係機関の役割分担等のチーム支援とそのコーディネートを行う、支援ネットワークの構築を図ります。
- ○情報の共有や支援の方向性を整理し、支援プラン作成、支援関係機関の役割分担等 を行う仕組みを検討します。

町民・地域の取り組み

- ○福祉に関する相談窓口がどこにあるのか、情報を得るように心がけましょう。
- 〇区長、民生委員・児童委員などを中心に、一人暮らし高齢者、障害者などの状況を 把握していきましょう。
- 〇身近に支援を必要とする人がいれば、相談をしてみるように促すことを心がけましょう。
- 〇地域で把握した支援を必要とする人の状況などを、必要に応じて専門家に相談し、 支援へとつなげるよう努めましょう。

- 〇身近な相談窓口として、各種相談機関との連携を図りながら、地域や個人の課題を 早期に発見し、解決するため相談に応じます。
- 〇民生委員・児童委員や当事者団体とネットワークをつくり、相談ごとや困りごとなどをつなぐ人材の充実を図ります。

3. 福祉サービスの充実

福祉サービスを充実させるため、職員の研修への参加によって質の向上を図るとともに、 利用者が必要なサービスを円滑に利用できるよう支援します。

町の取り組み

- 〇児童福祉サービス、高齢者福祉サービス、障害福祉サービス等の各種福祉サービス について、支援を必要とする人が不足なくサービスを利用できるよう、広域で連携 し、サービスの提供体制の整備に努めます。
- 〇安定的に福祉サービスを提供できるよう、業務の効率化や人材育成を促進し、福祉 人材の確保に取り組みます。
- ○関係機関の情報共有を図り、各種福祉サービスの質の向上を図ります。
- ○誰もが必要な情報を適切に得られるよう、さまざまな手段での情報発信に取り組み、 合理的配慮の提供や利用者目線に立ったわかりやすい情報発信を推進します。

町民・地域の取り組み

- 〇普段困っていること、あったらいいなと思う支援について、地域に発信するよう心がけましょう。
- ○地域に不足している福祉サービスを把握し、町や社会福祉協議会などと連携して、 その充足に努めましょう。
- 〇ごみ捨てや簡単な家事のお手伝いなど、生活上のちょっとした困りごとは地域の助け合いで解決できるよう、インフォーマルサービスの充実に努めましょう。
- ○事業者や福祉施設は、町民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。

- ○社会福祉協議会独自の地域福祉事業に取り組みます。
- 〇地域に必要なサービスを取りまとめ、行政や関係機関等に提案していきます。
- ○まちの公的福祉サービスの担い手として、サービスの質・量の確保に努めます。

4. 地域の支え合いの関係づくり

近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの住民同士があいさつを交わし、親しみある地域 共生社会をつくっていけるよう、地域住民や地域活動団体を通じ、声かけを促進していき ます。

町の取り組み

- 〇隣近所であいさつができる関係づくりを目指すため、地域住民同士の声かけやあい さつ運動を推奨します。
- ○さまざまな人が参加できるよう、地域活動に取り組む各種団体と協力しながらイベントや行事の充実に努めます。
- ○小地域ケア会議「おたがいさま会議」を通じて、地域での支え合いの仕組みづくり が進むよう支援に取り組みます。
- ○地域での支え合いの重要性を町民一人ひとりが理解し、実践につなげられるよう周知・啓発を進めます。

町民・地域の取り組み

- **○あいさつ運動を進んで実践しましょう。**
- ○地域の交流の場に積極的に参加しましょう。
- ○隣近所と声をかけ合い、付き合いを深めるよう努めましょう。
- ○困ったことがあれば、自分から声をあげるよう心がけましょう。

- 〇小地域ケア会議「おたがいさま会議」が円滑に開催できるよう、地域の関係者への 説明会や情報提供を行います。
- 〇「おたがいさま会議」の開催など、地域で活躍する人たちが情報を共有し、連携して地域課題を解決する仕組みを推進します。
- 〇地域住民相互の支え合い活動に発展し、自立した日常生活の維持につながるよう生活 応援隊の活動促進やハツラツサークルの開催促進に努めます。
- ○地域住民の「やりたいこと」を実現できるよう、地域活動のコーディネートや活動 支援を推進します。
- ○一人暮らしや転入世帯など、地域とのつながりが希薄になりがちな人への相談支援 や、地域とのつながりづくりを進めます。

5. 孤独・孤立対策の推進

地域における孤独・孤立化の防止に向け、孤独・孤立になっても支援を求めやすい環境 づくり、切れ目のない相談支援、顔の見える関係づくりや交流・居場所づくりなど関係団 体と連携を図りながら、孤独・孤立対策を推進します。

町の取り組み

- ○孤独・孤立を感じている人に対し、相談や悩みを受け入れる体制を構築します。
- 〇高齢者や障害者、子育て世帯等の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との交流の 機会の提供と居場所の確保に努めます。
- 〇社会的孤立や孤独死を防ぐため、身近な地域でのあいさつや声かけ、見守りなどを 促進します。
- 〇孤独・孤立に対して庁内関係課や社会福祉協議会、民生委員・児童委員による情報 の連携やネットワークを構築します。
- 〇引きこもり状態にある人やその家族の状況に応じた支援の実施に向けて、引きこも り相談窓口の周知及び相談から支援につなぐ体制の整備を進めます。

町民・地域の取り組み

- 〇周囲との情報交換の機会を積極的に活用する等、必要なサービスを適切に利用できるよう心がけましょう。
- 〇日頃から近所の人とお互いに声かけをするなど、顔の見える関係づくりに努めましょう。
- 〇地域で孤立しやすい人や閉じこもりがちの人も含めて、通いの場やサロンなど地域 の集まりに誘い合って参加しましょう。

- ○定期的な声かけや、災害等の緊急時における安否確認を行います。
- ○相談、交流、介護予防、就労など多世代が集える居場所をつくる支援をします。
- 〇支援が必要な人の見守りや、住民同士の支え合い活動、生活支援サービスの充実に 取り組みます。

基本目標 4 安全・安心に暮らせる環境づくり

現状と課題

- 本町における健康づくりにおいては、健康づくり講演会や、地域ぐるみの健康づくり事業として「かがみの健康チャレンジ 90 日事業」や「健康ポイント事業」を実施しており、健康づくりのきっかけとなるよう取り組んでいます。住民アンケート調査では、悩みや心配事の内容について「自分や家族の健康について」と回答している割合が最も高く、地域ぐるみで健康づくり活動の実践に取り組むことが重要となっています。誰もが健康に過ごすことができる地域を目指して町民の健康に対する意識の醸成を図るとともに、病気の予防と早期発見に向けた普及啓発に取り組むことが必要です。
- 災害への備えについて、地域の防災訓練に参加している割合は 1 割程度にとどまっています。避難の際に手助けを必要とする人の割合は 2 割程度となっており、そういった人への支援について手助けができるかわからないと回答した人は3割程度となっていることから、日頃の訓練等を通じて地域全体で災害時の対応を考えておくことが重要です。災害時における助け合いを行う上で重要なこととして、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」と回答した割合は 7 割近くとなっており、顔の見える関係づくりを通じて災害に強い地域づくりを進めていくことが求められます。
- 本町においては、防災マップを町民とともに作成しているほか、自主防災組織の組織率は年々向上しており、8割以上となっています。今後も自主防災組織の組織率向上のための施策等を講じるとともに、町民の防災意識向上に向けた啓発が求められます。
- 虐待を受けている人や心に傷を抱えている人、生活困窮者など多様な生活課題を 持つ町民に対しては、地域の身近な所で総合的な相談が受けられ、適切なサービ スの利用と結び付けられる体制を整備することが重要となっています。
- 住民アンケート調査では、経済面で生活に困っている人のサポートとして、地域で支える取り組みが『必要だと思う』層(「とても必要だと思う」+「必要だと思う」)は 6 割程度となっています。必要と思う支援の内容については、情報提供や相談支援などに続き、「生活困窮家庭の子どもへの進学・学習支援」の割合が高くなっています。さまざまな生活課題を持つ世帯の子どもたちへの地域ぐるみの支援が求められています。
- 住民アンケート調査では、住んでいる地域の中で課題に感じることとして、「買い物へ行くのが不便」「移動手段が整っていない」が上位となっています。高齢者の自動車運転の危険性が指摘されるなかで、交通手段の確保は生活に必要不可欠な要素となっており、地域の状況に合わせた交通手段の充実が大きな課題となっています。

- 判断能力に不安のある認知症高齢者や障害者の財産を守るための制度である成年後見制度の利用促進に取り組むために、本町では中核機関を中心に周知啓発や連携体制の整備等を行っています。この成年後見制度について、住民アンケート調査では、「全く知らない」の割合が約3割となっています。利用意向については「利用するつもりはない」が約2割、「わからない」が約5割となっており、その理由として「制度をよく知らないから」の割合が最も高くなっていることから、今後も周知を進め、必要とする人が適切に利用できるように支援することが求められます。
- 全国的な傾向として、犯罪の認知件数に占める再犯者の割合が高くなっています。 犯罪の背景には生活困窮や障害など複合的な課題がある場合も多く、そうした人 が刑務所出所後に地域で自立して生活できるよう支援することが必要です。住民 アンケート調査では、再犯防止の活動への協力意向について「全面的に協力した いと思う」「ある程度は協力したいと思う」を合わせて 2 割程度の人が協力した いと回答しています。再犯防止の取り組みについての理解を促進し、地域全体で 再犯防止に取り組むことが重要となっています。
- 多様な生活課題や悩みごとを抱える人たちが身近な人に相談できるよう、多くの 町民に認知症サポーターやゲートキーパーの研修などの情報を周知し、参加促進 を図ることが必要です。

1. 健康づくりの充実

健康づくり活動を通じて、地域でのいきいきとした暮らしを応援するとともに、地域に おけるふれあいや交流を促進し、町民同士のつながりを深め、地域力の育成に努めます。

町の取り組み

- ○自分の体や健康に関心をもてるよう、各種健診等の受診を広く呼びかけるとともに、 健康づくりに関する講習やイベントを開催し、健康の重要性について周知・啓発を 図ります。
- 〇生活習慣病予防や介護予防に向けて、若い世代から高齢者まで幅広い世代が運動の 習慣づけに取り組めるよう、気軽にできる運動や体操の普及・啓発に努めます。
- ○広報紙やホームページを活用し、年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。
- 〇介護予防事業のほか、町民が気軽に取り組みやすい健康づくり活動やイベントなどを実施します。
- 〇専門医によるこころの健康相談や地域の居場所づくりを通じて、心身ともに健康で 暮らせる地域づくりに取り組みます。
- 〇高齢者の集いの場等を活用して認知症予防の働きかけを行うとともに、認知症サポーターの養成や認知症ガイドブックの作成を行い、認知症になっても安心して暮らせる 地域づくりを進めます。

町民・地域の取り組み

- 〇地域で行われるスポーツ大会やレクリエーションに、積極的に参加するよう心がけましょう。
- 〇自分の体に関心をもち、健康の維持・増進を図るため、日頃から適度に運動するように心がけましょう。
- 〇住民が楽しみながら健康づくりができるような行事やイベントを検討し、地域で開催しましょう。
- 〇身近に相談できるかかりつけ医を見つけましょう。

- 〇介護予防・日常生活支援総合事業等を通じ、高齢者の元気でいきいきとした暮らし を応援します。
- 〇ふれあい・いきいきサロン活動などを支援し、元気づくりの場をつくります。
- ○ミニシルバー人材センターなどの活動により、生きがいづくりの場をつくります。

2. 防災体制の充実

一人暮らし高齢者や障害者などの避難行動要支援者を把握するとともに、災害時の準備を整え、迅速な対応ができるような体制づくりを進めます。

町の取り組み

①避難行動要支援者の把握と支援体制の確立

- 〇民生委員・児童委員及び老人クラブなど関係機関・団体などと連携して、避難行動 要支援者の把握に努めます。
- ○避難行動要支援者マニュアルの見直しを進め、訓練の実施に努めます。
- 〇避難行動要支援者を日頃から見守るとともに、個人情報に配慮しつつ、必要な情報 を共有します。
- 〇高齢者や障害者など要配慮者等に配慮した避難所機能の充実に向けて、指定避難所 における通信網の整備や福祉避難所の開設等、施設整備を順次実施します。

②地域の防災力の強化

- 〇自主防災組織による防災訓練を支援し、防災力の向上に努めるとともに、訓練の場 を通じて要配慮者への支援についての啓発を行います。
- 〇災害時の初期消火・救出・救護・避難など、地域ぐるみの防災活動が円滑に行われるよう、自主防災活動を支援します。

③災害に対する意識の醸成

○防災イベントや講演会の開催等を通じて、地域全体の防災・防犯意識の醸成に取り 組むとともに、町民への防災知識の啓発に努めます。

3. 生活環境の整備

誰もが地域社会に参加できるまちづくりに向け、防犯ボランティア組織の育成、強化や 地域住民との協力体制の充実を図ります。

また、施設のバリアフリー化や移動支援により、外出しやすい環境の整備を推進します。

(1)防犯活動の推進

町の取り組み

- 〇町民の防犯意識の高揚を図るとともに、自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。
- 〇高齢者を狙った悪質商法などの被害防止のため、警察署、関係機関との連携を強化 します。
- ○複雑化、巧妙化する特殊詐欺などについての広報・啓発を行い、被害の防止に努めます。

町民・地域の取り組み

- 〇子どもたちの登下校時には、見守りを行うようにしましょう。
- 〇隣近所の住民と交流をもち、不審者の出入りなどに注意するようにしましょう。
- 〇子どもたちが地域で安心して遊べるよう見守りを行いましょう。
- ○自主防犯組織に参加しましょう。
- 〇詐欺等の被害に遭わないよう知識を身に付けるとともに、怪しいと感じたらすぐに 相談しましょう。

- ○地域で防犯活動を実施している団体を支援します。
- ○高齢者の消費者被害相談や被害防止のための啓発活動を推進します。

(2)外出しやすいまちづくりの推進

町の取り組み

- ①外出支援サービスの充実
 - 〇外出が困難な方が暮らしに困らないよう、外出支援サービスを充実させるよう努めます。
 - 〇高齢者タクシー利用制度について、利便性の向上などの事業の充実を図ります。
- ②バリアフリーの推進
 - 〇誰もが安全に安心して生活できるよう、施設や公共交通機関などのバリアフリー化 を合理的配慮のもとに推進します。
 - 〇町営バスへのノンステップバスの導入について検討を進めます。

町民・地域の取り組み

- 〇自分の住む地域に一人での外出や移動が困難で、不自由をしている人がいたら、区 長、民生委員・児童委員等に相談するように心がけましょう。
- 〇地域の道路や公共交通機関の状況を確認し、買い物や通院などが困難な人がいない か把握しましょう。
- ○外出支援のサービスを積極的に活用しましょう。

- ○公共交通機関等の利用が難しい方に、福祉車両による送迎サービス等を実施します。
- ○子どもが元気でのびのびと育つよう、子育て世代と地域が交流する場をつくります。
- 〇地域福祉活動を町民に周知し、地域の情報を発信するなど、地域活動の活性化に努めます。

(3) 就労に困難を抱える人への就労支援

町の取り組み

- 〇ハローワークと連携して、段階に応じた適切な就労支援に取り組みます。
- 〇就労に関する支援制度や相談窓口の周知・対応に取り組みます。
- ○関係機関との連携を強化しながら、障害者雇用の推進に取り組みます。

町民・地域の取り組み

- ○就労に関する支援制度や相談窓□の情報を集めましょう。
- 〇就労に向けて、各相談機関やハローワークに行きましょう。
- ○ミニシルバー人材センターを活用しましょう。
- ○障害者がつくった製品等を積極的に購入するように心がけましょう。

- ○さまざまな事業や相談を通して、就労支援が必要な人の把握に努めます。
- 〇就労に関する支援制度や相談窓口の周知・対応に取り組みます。
- ○就労支援から就労の継続・定着まで、就労の段階に応じた支援の取り組みについて 検討し、適切な支援に努めます。

4. 誰もが適切にサービスを受けられる体制の充実

虐待を受けている人や心に傷を抱えている人、生活困窮者など多様な生活課題を持つ人を把握し、課題の解決へ向けて取り組みを進めます。

(1) 多様な生活課題への対応

町の取り組み

①虐待防止に向けた取り組みの推進

- 〇若い年齢から虐待防止につながる教育を進めるとともに、研修会等への参加促進や 研修の開催など、関わる職員や相談員の知識向上に努めます。
- ○支援に関わる家族や職員の負担軽減を図り、虐待の未然防止に努めます。
- 〇地域のネットワークと幼稚園、保育園、学校、福祉施設、民生委員・児童委員など との連携を強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応や相談支援に努めます。
- 〇虐待防止等の講演会や広報紙・町のホームページ等による広報活動を充実し、町民 意識の向上を図ります。
- ○虐待等に関する相談窓口の周知・対応を図ります。
- ○相談にあたっては、個人情報の保護を徹底します。

②生活困窮者への支援

- ○生活困窮者が地域で孤立しないよう、民生委員・児童委員や役場内の関係各課などが一体となり、生活困窮者の把握に努めるとともに、孤立・孤独対策の連携体制を構築するなど、総合的な支援体制の構築に努めます。
- ○生活困窮者及び世帯の生活課題を整理し、関係機関と協力して解決を目指し、自立 に向けた支援を行います。
- ○経済的に困窮している家庭について、関係各課や各機関との連携により情報を共有 し、支援につなげます。また、社会福祉協議会の専門員と連携し、情報共有と支援 の方策を速やかに決定できる仕組みの構築を図ります。

③自殺対策の充実

- 〇早期の「気づき」に対応ができる人材の育成に向けて、ゲートキーパー研修の実施、 周知に努めます。
- 〇助けを求めることや声をかけることなど自殺防止対策に関する啓発に努め、地域全体で自殺防止に対する意識の共有を図ります。また、地域の集まりを通じた生きがいづくりや居場所づくりに努めます。

〇小学生・中学生や子育て世代、高齢者など、世代によって困りごとは異なっている ことから、ライフステージに応じた自殺対策に取り組みます。

町民・地域の取り組み

- ○虐待を発見した際には、必ず通報しましょう。
- 〇一人で不安や悩みを抱え込まず、周りの人、専門的な相談窓口など、自分が相談で きるところに伝えましょう。
- 〇周りの人で孤立しそうな人がいる時は積極的に声をかけ、SOS に気づくことができるよう心がけましょう。
- ○生活に困窮している人など、地域で困っている人を発見した場合は、地域の民生委員・児童委員等に知らせたり、専門的な相談窓口に報告したりしましょう。

- ○社会福祉協議会が培ってきたさまざまな相談のノウハウを活かし、必要なサービス が提供できるよう関係機関へ適切につなげます。
- 〇各種相談機関や医療・福祉サービス事業所などと連携して、情報共有の仕組みをつくります。また、個別の支援会議などを開催し、適切なサービスにつなげます。
- 〇町や関係機関と連携し、生活困窮に関わる相談者を他制度や福祉サービスへつなぎ、 生活再建の支援を行います。

(2)権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)

町の取り組み

- 〇成年後見制度の普及と利用支援に努めるとともに、社会福祉協議会が実施している 日常生活自立支援事業の普及を支援します。
- ○個人情報の取扱いやプライバシー、守秘義務の遵守を徹底します。
- 〇障害者差別解消法の理解を深めるとともに、虐待や困難事例に適切に対応し、権利 の擁護に努めます。
- ○権利擁護が必要となる人への利用促進に向けて、社会福祉協議会と連携し、中核機関において、利用に関する相談対応及び支援、地域連携ネットワークの構築を進めます。
- 〇成年後見制度についての広報・啓発に努め、事前に成年後見人を決めておく等、人 生設計についての普及・促進を図ります。

町民・地域の取り組み

- 〇成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度を知り、必要に応じて利用できるよう 理解を深めましょう。
- ○見守り活動などを通じて、虐待などの早期発見に努めましょう。

- 〇日常生活自立支援事業の周知を図り、判断能力が不十分な高齢者、障害者などへの 利用の促進及び支援の充実に努めます。
- 〇権利擁護に関する相談窓口「鏡野町権利擁護センター」及び成年後見制度の利用促進に係る中核機関として町から委託を受け、課題解決や制度の利用促進に向けて行政、専門職等関係機関と連携を図ります。
- 〇将来、成年後見制度利用者の増加が見込まれることを踏まえて、法人後見事業と連携し、実際に活動できる市民後見人の育成に努めます。

5. 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)

近年、全国的に犯罪の認知件数は減少する一方で、そのうちの再犯者の割合は高くなってきており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けての支援を必要とする者が多く存在するにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま犯罪を繰り返していることも 少なくありません。

すべての町民が、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、再犯の防止 等に関する支援の取り組みを総合的かつ計画的に実施していきます。

(1)就労・住居の確保

町の取り組み

- 〇非行少年に対する再非行防止対策として、ハローワーク等との連携を強化し、問題を抱えた少年の雇用に協力的な企業や少年に関する情報提供を行うなど、少年の就 労に資する取り組みを推進します。また、岡山県の協議会等と連携し、刑務所出所 者等に対する就労支援充実の検討に協力します。
- 〇新たな協力雇用主の開拓・確保に向け、国・県と連携して、経済団体等に対し、企業等に対してその意義や支援制度等の広報・啓発を実施します。
- 〇障害を有している犯罪をした者等への就労支援は、地域生活支援促進事業を活用し ながら「切れ目ない一体的な支援」を念頭に実施します。
- ○生活が困窮していたり、軽度の障害を有していたりするなど、一般の企業等への就 労が困難な犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を 活用しながら、ハローワーク等との連携を図り、一体的な就労支援を実施します。
- ○住宅の確保が困難な人に住宅を提供できるよう、町営住宅の活用に取り組みます。

町民・地域の取り組み

- ○非行少年に対する再非行防止対策として、就労の場の確保や斡旋などに協力します。
- 〇各種事業所においては、軽度犯罪者や障害者などの雇用にできる限り配慮し、各種 支援制度等を活用しながら、継続的な雇用を目指します。

社会福祉協議会の取り組み

- 〇ハローワーク等との連携を図り、働けるにもかかわらず経済的に困窮している人に 対し、一体的な就労支援を実施します。
- 〇各種支援制度等の広報・啓発を図り、制度を利用した地域活動の活性化を目指します。

(2)保健医療・福祉サービスの利用促進等

町の取り組み

- ○岡山県地域生活定着支援センターと連携し、高齢又は障害があることにより、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難な者に対して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援等を行います。
- ○薬物依存症治療拠点機関である岡山県精神科医療センターや専門医療機関との連携 を図り、かかりつけ医等の医療機関への支援や連携体制の整備を推進します。
- 〇依存症相談拠点である岡山県精神保健福祉センターや薬物依存の自助グループ等と 連携し、薬物依存に関する相談支援窓口の周知を図るとともに、本人や家族への支援を推進します。

町民・地域の取り組み

- 〇岡山県精神保健福祉センター、保健所・支所、岡山県精神科医療センター等と連携 しながら、当事者支援の民間団体や家族会活動の活性化を図ります。
- 〇岡山県精神科医療センター、保健所等と協力し、関係機関と連携、役割分担しなが ら、薬物依存症者の症状や治療の状況に応じた支援について学びます。

- 〇岡山県精神保健福祉センター、保健所・支所、岡山県精神科医療センター等と連携 しながら、当事者支援の民間団体や家族会活動の活性化を図ります。
- 〇「薬物依存からの回復のための岡山県地域支援連絡協議会」等と連携し、民間団体 の活動支援等の情報提供を行います。

(3)修学支援の実施等

町の取り組み

- ○警察官や教職員が連携し、問題行動の見られる児童・生徒に対する声かけ指導等に より、少年非行情勢の早期改善を目指します。
- 〇暴力行為等の問題行動を初期段階で確実に捉え、解決に向けた取り組みを徹底できるよう、核となる職員を育成し、学校における組織的対応を充実させるとともに、 薬物乱用防止教育研修会を開催し、教員の指導力向上を図ります。
- ○警察と教育委員会の間で、児童・生徒の非行や犯罪被害の未然防止に係る情報の共有を図るとともに、学校内外の連携支援を促進させるため、スクールソーシャルワーカー等の活動の充実を図ります。
- 〇非行等を理由とする児童・生徒の修学の中断を防ぐため、少年の居場所づくり、悩みを抱える子どもや保護者に対する電話相談、スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問等の実施など、児童・生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取り組みを推進します。

町民・地域の取り組み

- ○青少年の健全育成に協力し、児童・生徒の非行防止や家庭教育などに努めます。
- 〇いじめや虐待、引きこもりなどの児童・生徒に対する対応を学び、地域全体で課題 の解決に向けた見守りや支援に取り組みます。
- ○学校行事等に積極的に参加し、地域の児童・生徒との関係づくりに努めます。
- ○通学路の見守りや子どもの安全を守る活動などに参加します。

- ○警察や教育委員会とも連携しながら、問題行動のある児童・生徒の相談支援についての知識を深め、適切な支援につなげます。
- 〇子どもの居場所づくりや地域コミュニティへの児童・生徒の参加について、積極的 な取り組みを進めます。
- 〇日常生活に課題のある子どもやその世帯に対し、見守りや地縁団体等による支援を、 包括的に実施します。

(4)犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

町の取り組み

- 〇ストーカー加害者への対応を担当する職員は、医療機関等とも連携し、地域精神科 医等にストーカー加害者への対応方法や治療・カウンセリングについて助言を受け るとともに、加害者に受診を勧めるなどの必要な対応を行います。
- 〇暴力団からの離脱の意思を有する者に対する援助や暴力団関係者に対する離脱に向けた働きかけなどの充実を図るため、岡山県暴力追放運動推進センター、矯正施設、 保護観察所等との適切な情報共有を行うなどして、暴力団からの離脱を支援します。
- 〇暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、 その者の面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等との連携に努めるなど、 再犯の防止に向けて取り組みます。

町民・地域の取り組み

- 〇身近な人や地域での性被害や虐待、暴力などを見聞きしたときは、社会福祉協議会 等に通報・相談します。
- 〇暴力団や犯罪グループ等からの脱却を目指す人が身近にいたら、相談にのるととも に、公的な相談支援機関に連絡し、相談します。

社会福祉協議会の取り組み

- 〇非行少年と地域社会とのきずなを構築するため、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携した修学・就労支援、社会奉仕体験活動への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の推進に取り組みます。
- 〇さまざまな問題を抱える女性の相談に応じ、一時保護を含めた適切な支援を実施します。

(5)民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

町の取り組み

- 〇地域住民等に立ち直り支援活動等に協力する気持ちの醸成を図るため、保護司、更 生保護女性会等更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実に取り組みます。
- 〇犯罪をした者等の立ち直りを支える更生保護ボランティアの犯罪や非行のない安全 で安心して暮らせる地域社会を築くための活動を支援します。

〇再犯防止啓発月間である7月が、"社会を明るくする運動"強調月間でもあることから、広く町民に再犯の防止と立ち直り支援に対する理解を深め、関心を持ってもらうきっかけとするため、併せて広報・啓発を行います。

町民・地域の取り組み

〇保護司、更生保護女性会等更生保護ボランティアの活動について学び、その活動に 参加します。

社会福祉協議会の取り組み

○再犯防止活動を行う民間団体やボランティアなどを支援します。

第5章 計画の推進に向けて

■1 計画内容の周知の徹底

町民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの必要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、計画内容を啓発冊子にまとめた概要版を作成し、配布します。

また、各種行事や活動の中で機会があるごとに計画内容の広報・啓発に努め、町民への周知徹底に努めます。

2 関係機関等との連携・協働

町民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、公民館、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、ボランティア団体、その他各種の関係機関・団体と一体的に地域福祉を推進します。

また、行政においては、地域福祉施策の推進にあたって、福祉施策以外に日常生活に関連する分野との調整や協力等が行えるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進に努めます。

さらに、本町におけるさらなる地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会との連携を強化し、事業の推進を図ります。

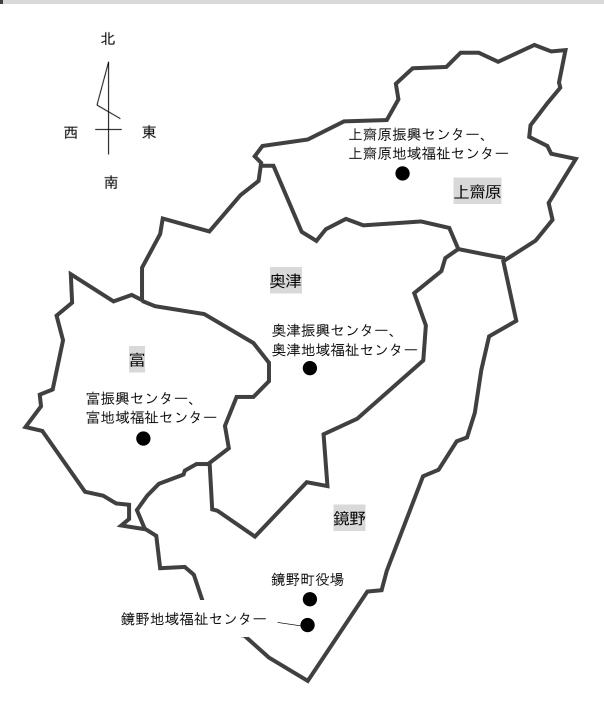
3 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、事業全体の進行・進捗状況の把握・確認を行い、事業の評価・検証、既存の施策の調整などに取り組んでいきます。

管理においては Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

サイクルのポイントとなる Check(評価)のステップでは、施策の実施状況を点検し、必要に応じて計画の中間年度における見直しなどを行い、Action(改善)のステップへとつなげていきます。

1 鏡野町全体地図



2 策定の経緯

年	月日	内容
令和5年	9月12日~ 9月26日	アンケート調査
	12月7日	第1回鏡野町地域福祉計画策定委員会
	12月27日	第2回鏡野町地域福祉計画策定委員会
令和6年	1月12日~ 2月10日	パブリックコメント
	3月19日	第3回鏡野町地域福祉計画策定委員会

3 用語集

あ行

◆愛育委員

地域全体の健康づくりや、赤ちゃんからお年寄りまで幅広い世代へのきめ細やかな「声かけ」や「見守り」を通し、生涯にわたる健康づくりのお手伝いをしている健康ボランティア。

◆ICT(アイ・シー・ティー)

Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のことで、単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利なコミュニケーションの技術を示した言葉。

◆アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

◆栄養委員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、県民一人ひとりが充実した豊かな人生を過ごせるよう、 食生活改善活動や健康づくりのための運動普及活動を行っている、地域の健康づくりボランティア。

◆SNS(エス・エヌ・エス)

Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。

◆SDGs(エス・ディー・ジー・ズ)

Sustainable Development Goals の略称。「持続可能な開発目標」を意味する。2015 年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲット。

◆NPO(特定非営利活動法人)

「営利を目的としない活動組織(団体)」で、福祉・環境・文化・まちづくりなどさまざまな分野において、自ら進んで社会貢献活動を継続的に行う団体。

◆おたがいさま会議

公民館区を単位とし、みんなが安心して暮らせるまち(地域)を目指して、地域を支えるみなさんと 地域に関わる仕事に就いている人とが身近な地域のことを語り合い、考え合う場。

か行

◆介護予防·日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者や、65歳以上で介護予防が必要な方に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。

◆鏡野町権利擁護センター

子どもから高齢者まで、安心した生活を送ることができるように権利擁護に関する相談について関係機関等と連携し、問題解決を図るワンストップの相談支援機関。

◆虐待

高齢者、障害者、子どもなど、自分の保護下にある人に対し、日常的に身体的、精神的な圧迫や過度な制限を加えていること。直接的な暴力をはじめ介護放棄、育児放棄、食事を与えない、金銭的な自由を奪うといったいやがらせや無視など、多様な形態がみられる。

◆協働

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、町民、 自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分 担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。

◆ゲートキーパー

大切な人の悩みに気づき、支える「命の番人」のこと。

◆権利擁護

権利を保障し、ニーズを充足するために弁護・擁護することを指す。障害者・高齢者・子どもなどサービス利用者自らができない場合は代行したり、自らの権利を表明する力を身に付けられるよう支援すること。

◆合理的配慮

障害者の暮らしの支援を、障害の程度に合わせて調整し、誰もが同じサービスを受けられるよう配 慮すること。

◆高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

◆コミュニティ

近隣社会や町など、生産・自治・風俗・習慣などで生活の深い結びつきを持つ共同体のこと。

さ行

◆自主防災組織

自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体のこと。

◆スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒のおかれたさまざまな環境に働きかけて支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家。

◆生活応援隊

鏡野町在住の65歳以上の方で、生活支援を必要とする高齢世帯、または独居の方を対象に家事等の生活支援サービスを提供する有償ボランティアの組織。

◆生活困窮者

「経済的困難」「孤立」「複合的課題」といった問題を抱える方。

◆生活支援コーディネーター

地域支え合い推進員として、地域の助け合い活動の側面的な支援を担い、生活支援体制の整備や地域の支え合いの発掘、新たな支え合い活動の推進役を担っている。

◆生活保護

資産や働ける能力など、すべてを活用してもなお生活に困窮する場合に、生活の困窮の状況に応じて必要な経済的支援を行い、すべての人が健康で文化的な生活を送れるよう最低限度の保障をし、将来的な自立を促進する制度のこと。

◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりするなどの、保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、4親等内の親族が申立てを行う。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

た行

◆地域共生社会

高齢者、障害者、子どもなど、すべての人が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、 地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住 民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

◆地域包括ケア(システム)

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするため、

- ①援助を必要とする人の生活・福祉課題の早期発見の仕組み(ニーズキャッチシステム)
- ②その課題解決に向けて行われる連携・調整の仕組み(支援システム)
- ③問題解決に向けた支援方法について協議する仕組み(問題解決システム)

を基本として構成される総合的な仕組みのこと。

◆地域包括支援センター

高齢者の地域生活を支援していくために、介護や医療のほか、権利擁護、虐待防止等、さまざまな問題に対して地域における総合的なマネジメントを担うための中核的な機関。

な行

◆日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理や大切なものの預かりを行う事業。

◆認知症

加齢によるもの忘れではなく、さまざまな原因により記憶や判断力などの障害が起こる脳の病気の こと。

◆認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座を受講した人が「認知症サポーター」となり、「認知症を支援します」という意思を示す目印のオレンジリングが渡される。認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」として、自分のできる範囲で活動する。

は行

◆ハツラツサークル

65 歳以上のすべての方、その支援に関わる人を対象に、転倒予防や筋力の維持向上、認知機能の維持向上を目指す住民主体の地域の集いの場。

◆バリアフリー

高齢者や障害者の自由な行動を妨げるような段差などの物理的障害(バリア)がなく、行動しやすい環境をいう。より広範には、障害者を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用などにおける障壁を取り除くことも含む。

◆避難行動要支援者

障害者や高齢者、妊婦、乳幼児などの要配慮者のうち、災害時の避難行動を支援する必要のある方。

◆福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を 通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身に付けることをねらいとしている。

◆福祉推進サポーター

社会福祉協議会が推進する地域福祉や福祉学習を理解し、地域で「福祉のこころ」を広めることを目的とした推進役。

◆福祉避難所

災害時に、高齢者や障害者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

◆ふれあい・いきいきサロン

地域の住民が歩いて行ける身近な場所で、気軽に参加でき、お茶を飲みながら、おしゃべりのできる地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動。

◆保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員と位置付けられる、犯罪や非行を した人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

ま行

◆ミニシルバー人材センター

おおむね 60 歳以上の働く意欲を持高齢者の、豊かな知識、経験、技能を活用した就業機会を提供し、社会参加の促進により高齢者の生きがいを高める活動の場。

◆民生委員・児童委員

地域において生活に困っている人、児童、障害者、高齢者等のことで問題を抱えている人々に、相談、援助、助言活動など、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けたさまざまな取り組みを行う。厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼任している。

や行

◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。負担が重いことにより、学業や友人関係に影響が出る場合もある。

◆ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル(普遍的、全体)」という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、 年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインす ることを指す。

◆要支援·要介護認定

介護サービスを受ける際に、どの程度の状態なのかを判定するもの。要支援者は要支援1と要支援 2の2段階、要介護は要介護1から要介護5までの5段階がある。これらの段階により、利用できる介護 サービスの範囲や量、負担料金の上限などが変わる。

鏡野町地域福祉計画

発 行 年 月:2024 年(令和6年)3月 発行・編集:鏡野町役場 総合福祉課

> 〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660 TEL: 0868-54-2986 FAX: 0868-54-2891